

# 議 事 日 程

令和5年第1回浜中町議会定例会

令和5年3月9日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		町政執行方針
日程第 3		教育行政執行方針
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 8 号	浜中町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 9 号	浜中町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 7	議案第 10 号	浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例の制定について
日程第 8	議案第 11 号	浜中町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 12 号	浜中町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 13 号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 14 号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 15 号	教育長の給与、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 16 号	浜中町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 17 号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 18 号	浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

		について
日程第 1 6	議案第 1 9 号	浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 2 0 号	浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 2 1 号	浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 2 2 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 2 0	議案第 2 3 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 2 1	議案第 2 4 号	令和 5 年度浜中町一般会計予算

(再開 午前10時00分)

---

## 開 議 宣 告

---

**○議長（波岡玄智君）** 前日に引き続き、会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、前日同様であります。

---

### 日程第2 町政執行方針

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第2、町政執行方針を議題とします。  
町長より令和5年度町政執行方針の表明を受けます。  
町長。

**○町長（松本博君）** 令和5年度町政執行方針。

初めに、令和5年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、新年度における町政執行の基本方針と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解をいただきたいと存じます。

感染が確認されてから3年を経過した新型コロナウイルス感染症が依然として収束の見通せない中、国際社会の情勢などによる原油価格や物価の高騰が地域経済や人々の日常生活に多大な影響を及ぼしております。

これまで、町民の皆様の暮らしを守るため、経済活動等に対する様々な支援、さらには、ワクチン接種をはじめとする感染症対策を実施してまいりました。今後も引き続き社会情勢の変化をしっかりと注視しながら必要な施策を講じてまいります。

昨年、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策に係る特別措置法が改正され、本町は津波避難対策特別強化地域に指定されました。災害に強いまちづくりを進めるため、いつ発生するかが分からない自然災害などから町民の皆様の生命と財産を守ることを最優先とした防災・減災対策に引き続き取り組んでまいります。

国は、カーボンニュートラルやデジタル田園都市国家構想の実現を目指す中、地方では、人口減少対策をはじめ、地方創生に向けた取り組むべき課題は山積しております。多様化する地域課題に順応し、将来にわたり持続可能な浜中町を創造することを目指した行財政運営を進めてまいります。

さて、町政執行の基本方針は、第6期浜中町まちづくり総合計画で掲げる将来像の「笑

顔輝く共創のふるさとを未来へ 自然とともに生きる豊かな大地と海のまち はまなか」の実現であります。

本町の令和5年度一般会計予算は、産業振興や防災対策、子育て支援のほか、老朽化する公共施設の改修費用などを盛り込み、前年度と比較して12億8495万8000円増の92億6357万1000円となったところであります。非常に厳しい財政状況ではありますが、事業については選択と集中を基軸に進めてまいります。

以下、本年度の主要施策の内容についてご説明を申し上げます。

産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり、農業の振興についてです。

我が国の農業は、大規模な自然災害、地球温暖化、農家戸数の減少による生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした農畜産物の需給バランスの変化など、多くの問題に直面しております。

そこで、政府は、食料・農業・農村基本計画に基づき、食料の安定供給と災害や気候変動に強い持続的な食料システムを構築するため、みどりの食料システム戦略を策定したところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に、生乳は、過去に例を見ないほどの需給緩和が続き、生産抑制や廃棄問題へ発展するなど、農業経営に大きな影響を及ぼしております。

加えて、畜産・酪農業においては、ウクライナ情勢や急激な円安などの影響を受け、原油価格、配合飼料や肥料の価格が高騰しており、これまで経験したことのない大変厳しい状況が続いております。

本町の農業は、食料供給基地として重要な役割を担っております。今後も、安心、安全な生産の維持、発展と、農業者が夢と希望を持てる農業・農村づくりに向け、酪農生産基盤の整備、担い手育成の確保、経営の合理化、環境対策を図るなど、将来に向かって持続可能な足腰の強い農業の実現を目指してまいります。

関係団体等の支援についてです。

浜中町酪農技術センター、浜中町農業技術員連絡協議会及び浜中町乳牛検定組合の運営に支援してまいります。

農業基盤の整備についてです。

より一層の需給飼料生産、草地基盤の機能回復と向上を目指し、道営草地整備事業を進め、農業経営の安定化を図ってまいります。また、さらなる草地整備の強化を図るべく、関係機関との協議を進めてまいります。

農道については、既に着手している道営浜中姉別地区一般農道整備事業を進めるとともに、北海道に対し、新たな整備路線の追加を要望してまいります。

持続可能な農業の推進についてです。

持続可能な地域社会の構築、自然環境に配慮した循環型農業の実現を目指すなど、環境

保全機能の向上を図ってまいります。

多面的機能支払交付金についてです。

国営環境保全型かんがい排水事業により整備された施設の維持管理、農村環境の保全活動など、はまなか農地・水保全協議会の地域協働活動に支援してまいります。

中山間地域等直接支払交付金についてです。

各集落における農業生産活動の維持に対し、農業の持つ多面的機能の発揮が十分に図られるよう、農業者が自ら定める共同活動に支援してまいります。

農業経営基盤の強化についてです。

農業者の経営安定に向け、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業をはじめ、産業振興資金貸付けや各種制度資金に対する利子補給を継続してまいります。

農業後継者対策についてです。

後継者対策については、農業後継者就業交付金の助成を行い、担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。また、浜中町農業後継者対策推進協議会の運営に支援してまいります。

新規就農者等育成確保についてです。

新規就農者等の育成確保については、浜中町就農者研修牧場運営費の負担や農業経営技術研修受入れ者に対する助成を行ってまいります。また、新規就農者等の安定的な経営に向け、就農後の農場リース料などの助成や新規就農者育成総合対策事業により支援してまいります。

さらに、新農業人フェアをはじめとする各種就農相談会へ積極的に参加するとともに、農業系の大学や専門学校などへの学校訪問を行い、関係機関との連携の下、新たな担い手の確保に努めてまいります。

災害対策についてです。

地震等による大規模停電や断水、激甚化する豪雨災害などの自然災害へ迅速な対応が可能となるよう、関係機関との連携を強化してまいります。

家畜防疫対策の推進についてです。

地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病などについては、発生と蔓延を防止するため、浜中町家畜自衛防疫協議会と連携し、飼養衛生管理基準の徹底と適切な飼養管理の推進を図ってまいります。

林業の振興についてです。

我が国は、国土の3分の2の面積が森林で占められている世界有数の森林国であり、そのうち、所有する人工林の半分が利用期を迎えております。森林は、二酸化炭素の吸収や排出抑制など、地球温暖化の防止に対する貢献をはじめ、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材をはじめとする林産物の供給などの多面的機能を有するとともに、社会生活基盤の構築に重要な役割を担う貴重な再生可能資源であります。

本町の林業は、森林からの恩恵を将来にわたって持続的に享受するため、森林の適正な

整備、保全を続けております。今後も引き続き森林生態系の維持と適切な生産活動を通じて森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の振興を図ってまいります。

町有林等の整備についてです。

町有林については、森林環境保全整備事業として、地ごしらえ、植栽、下刈り、除間伐、野鼠駆除などを実施してまいります。民有林の整備については豊かな森づくり推進事業を支援してまいります。

林道の整備についてです。

木材の安定供給や持続的な森林施業の推進を図るため、林業専用道熊牛北区線の開設を行うほか、奔幌戸線及び若山線の林道補修を進めてまいります。

植樹祭についてです。

植樹祭については、浜中漁業協同組合女性部との共催により、湯沸地区の植樹予定地に多様な樹種の植栽を実施してまいります。

有害鳥獣対策についてです。

エゾシカ対策については、地元猟友会との連携の下、有害駆除計画頭数を増やすなど、農林業被害対策を強化してまいります。また、狩猟免許取得者に対する諸費用の助成を行い、有害駆除の担い手の育成確保に努めてまいります。さらに、浜中町鳥獣被害防止対策協議会が実施する被害防止に向けた調査事業に支援してまいります。エゾシカ肉の有効活用については地元企業との協議を進めてまいります。ヒグマ対策については、防災行政無線や町のホームページなどによる迅速な出没情報の発信を行うとともに、関係機関と連携し、人命被害や農畜産物被害の未然防止に努めてまいります。

生物多様性の保全についてです。

本町の豊かな自然と生物多様性を次代に引き継ぐため、川上から川下まで、一体的な保全活動を行うなど、生物の生息・生育環境に配慮した森づくりを進めてまいります。

漁業の振興についてです。

我が国の漁業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に加え、主要魚種の水揚げの低迷や原油価格の高騰などにより厳しい経営状況が続いております。本町の漁業は、漁業従事者の減少などにより、生産性の維持と地域の活力低下が不安視されております。

このような中、適切な漁場整備と資源管理、自然条件や地域特性を生かした新たな増養殖事業の推進、漁業の担い手確保、漁港等の生産基盤整備を進め、漁業経営の安定と生産体制の確立を図ってまいります。

また、近年、ゼロカーボンに向けた取組として、新たな二酸化炭素の吸収源となり得る昆布等の藻場が注目されております。本町も豊かな漁場を生かしたブルーカーボンと漁業活動の両立を目指してまいります。

資源管理の推進についてです。

水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、昆布藻場の維持管理やアサリ漁場となる干潟の環境保全対策に支援してまいります。また、水産資源について、漁業協同組合や釧路地

区水産技術普及指導所などの関係機関と連携し、適正な管理に努めてまいります。赤潮被害対策については、北海道赤潮対策緊急支援事業を活用し、生残ウニの移植による漁場環境の回復を図るとともに、漁場環境の把握に向け、種苗を活用した実証実験に支援してまいります。

増養殖事業の推進についてです。

ウニの資源確保のため、浜中町ウニ種苗生産センター、釧路管内水産種苗生産センターの運営に支援してまいります。また、マツカワ放流事業等をはじめ、漁業協同組合が実施する資源増大に向けた取組に支援してまいります。

漁業の担い手育成確保についてです。

後継者対策については、漁業後継者就業交付金の助成を行い、担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。

漁業経営の安定についてです。

漁業者の経営安定に向け、漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給などを継続してまいります。また、水産物付加価値向上や消費拡大、地域PRのため、ふるさと納税制度等を最大限に活用し、地元流通を含めた販売活動の促進を図ってまいります。

港湾漁港関連施設の整備についてです。

霧多布港湾については暮帰別物揚場の路面補修工事を実施してまいります。漁港については琵琶瀬漁港物揚場等の改修を行うほか、散布漁港の外港整備の早期完成に向け、引き続き北海道へ要望してまいります。また、新川河口部の改修工事のほか、琵琶瀬瀬戸航路及び新川航路のしゅんせつを実施してまいります。

商工業の振興についてです。

本町の商工業を取り巻く環境は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化、物価高騰などの影響を受けております。特に、飲食業や宿泊業などの業種では売上げが減少していることに加え、経営主の高齢化による廃業や後継者不足により、町内の事業所数の減少が深刻な課題となっており、さらに、消費者行動の広域化、インターネットを介した通信販売、流通の大幅な普及により、町外への購買力流出が続いている状況にあります。こうした課題を解決すべく、浜中町地域企業振興基本条例等に基づき、商工業の振興と町内経済の活性化を図ってまいります。

商工業の経営安定についてです。

商工業者の経営安定に向け、産業振興資金の貸付けや中小企業特別融資などにより、中小企業の金融の円滑化と経営の近代化を支援してまいります。また、浜中町商工会が行うキャッシュレスシステム——ルパン三世Payカードのポイント付与事業に支援してまいります。

商工業の担い手育成確保についてです。

後継者対策については、商工業後継者就業交付金の助成を行い、担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。

雇用の安定と創出の推進についてです。

事業場の新設などを行う事業者に対して浜中町企業振興条例に基づいた固定資産税の課税免除などを行うことにより経営の負担軽減と雇用の確保に努めてまいります。また、国や北海道が行う各種雇用推進支援制度の情報提供に努めてまいります。

特産品開発、販路拡大の推進についてです。

浜中ブランドの確立を図るため、浜中町中山間活性化施設——M O - T T O かぜてを有効活用し、地元の1次産品を使った新たな特産品やふるさと納税返礼品など、魅力ある商品の開発などを促進してまいります。また、特産品の消費拡大に向けては各種イベントへの参加による販売促進やPR活動に努めてまいります。

消費者対策の推進についてです。

詐欺被害や多重債務などの対策については、専門相談員が配置されている釧路市の消費生活センターへの委託を継続し、消費者の相談に対応してまいります。また、浜中消費者協会と連携し、特殊詐欺の被害防止などに関する情報提供と啓発に努めてまいります。

観光業の振興についてです。

本町の観光業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化による旅行需要の低迷、町内の観光イベントの中止などに伴う観光客の入り込み減により、多くの観光関連事業者にとって非常に厳しい状況が続いております。このような中、令和3年3月に指定された厚岸霧多布昆布森国定公園は、希少な草花や水鳥などが生息する霧多布湿原をはじめ、変化に富んだ海岸線や岬などの景観が本町を訪れる方を楽しませております。今後も、国定公園の中核を担う霧多布湿原をはじめとした風光明媚な景観、豊かな自然環境の恩恵である四季折々の新鮮な食材など、本町の観光資源を最大限に活用し、浜中町観光協会や産業団体、観光関連事業者との連携を深め、地域特性を生かした観光振興を図ってまいります。

ホスピタリティーの充実についてです。

本町を快適に観光していただけるよう、観光施設の適切な維持管理を行うとともに、関係機関や観光関連事業者などと連携し、町全体で観光客の受入れ体制の充実を図ってまいります。

観光情報発信の推進についてです。

本町の魅力を伝えるパンフレットの刷新、ホームページなどを活用した情報発信により、タイムリーな観光情報の提供と観光客へのサービス向上に努めてまいります。

ウィズコロナ時代に対応したイベントの創出についてです。

浜中町観光協会をはじめとした関係団体などと連携し、ウィズコロナ時代に対応した魅力あるイベントの創出を図ってまいります。

厚岸霧多布昆布森国定公園の誘客促進についてです。

国定公園への誘客促進については北海道及び厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会との連携を図ってまいります。また、北太平洋シーサイドラインを核とした観光客の受入れに



については、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会やJ R花咲線沿線協議会などと連携し、体制の整備を進めてまいります。

ルパン三世を活用した観光の推進についてです。

ルパン三世地域活性化プロジェクトが展開する事業に対して支援してまいります。

観光拠点施設の運営についてです。

霧多布湿原センター及び霧多布温泉ゆうゆについては、本町の重要な観光拠点であることから、指定管理による運営を行うとともに、民間事業者の持つノウハウを生かした事業展開を推進してまいります。

なお、自然環境プロデューサーとして霧多布湿原センターで活動する地域おこし協力隊を引き続き任用してまいります。

自然を守り未来につながる住みよいまちづくりについてです。

自然保全、景観形成についてです。

自然景観の保全についてです。

本町の地球温暖化対策については、昨年3月のゼロカーボンシティ宣言、昨年度に定めた浜中町再エネ導入目標に基づき、地方公共団体実施計画を策定し、地域の脱炭素に向けた取組を推進してまいります。

令和5年1月、農林水産省を含む関係7府省により、本町がバイオマス産業都市として認定されました。今後、家畜ふん尿等を活用したバイオガスの整備に向け、農家等の意向調査などを実施してまいります。

浜中町学校版環境ISOについては、環境に優しい学校づくりを全ての小・中・高等学校で進めてまいります。

本町に生息する貴重な動植物などの生態系を守るため、NPO団体等との連携の下、特定外来生物の対策に取り組んでまいります。

景観形成の確立、誘導についてです。

本町にとって望ましい景観形成の確立と誘導を図るため、町民との合意形成の下、景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組んでまいります。

環境保全、環境衛生についてです。

ごみ処理対策等の推進についてです。

浜中町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と資源リサイクル化などに取り組んでまいります。さらに、浜中町ごみ分別ガイドブックの活用など、ごみの分別徹底の意識啓発に取り組んでまいります。また、ごみ収集車両1台の更新を行い、円滑な収集体制の維持に努めてまいります。

可燃ごみについては根室市への委託による処理を継続してまいります。なお、根室市が進める廃棄物処理施設建設については、事業費の一部負担を行うとともに、今後の本格的な整備に関して十分な連携を図ってまいります。

ごみの不法投棄についてです。

管内市町村で構成する自然の番人宣言推進委員会と連携を図るなど、根絶に向けた取組を進めてまいります。

交通安全・防犯対策についてです。

交通安全対策についてです。

本町は、本年2月28日現在、死亡交通事故ゼロ、1402日を継続中であります。今後も、関係機関と協力し、悲惨な交通事故を起こさない、遭わないを合言葉に、町民が一丸となって交通安全運動を展開し、交通事故の抑止に取り組んでまいります。

犯罪対策についてです。

犯罪や非行のない地域社会の実現に向け、町民が安心、安全に暮らせるよう、啓発活動を進めるとともに、青少年は地域で育むという視点の下、関係機関、関係団体と連携を深め、地域における自主的な防犯活動に支援してまいります。

住宅・住環境の整備についてです。

町営住宅の整備についてです。

浜中町公営住宅等長寿命化計画に基づき、安心、安全で快適な住環境の整備を図ってまいります。特に、茶内団地については、3棟目の新築工事とともに、茶内B団地の解体工事を実施してまいります。また、昭和63年築茶内団地の長寿命化に向けた実施計画を進めてまいります。

民間住宅等への支援についてです。

民間住宅の新築や改修については安心住まいる促進事業により支援してまいります。

空き家等の適切な管理の推進についてです。

空き家等の適切な管理を推進するため、広報紙等による啓発活動に努めるとともに、除却補助制度の補助限度額を拡充いたします。また、空き家の利活用について、空家等対策計画に基づき、空き家バンクや相談窓口を開設するなど、情報提供等に努めてまいります。

道路・交通網の整備についてです。

町道及び橋梁の整備についてです。

町道については、茶内1条通、霧多布2条通、琵琶瀬西岡道路の改良工事を実施してまいります。

橋梁については、浜中町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国の道路メンテナンス事業補助の採択状況を踏まえ、姉別橋の補修工事、万世橋及び備林橋の補修に向けた設計を実施してまいります。

町道の維持と除雪について、本町の道路関係については、車両や作業機械の大型化などにより損傷が進んでいることから、除雪を含め、適切な維持管理に努めてまいります。また、老朽化の著しい除雪車両1台を更新します。

地域公共交通の維持確保についてです。

町営バスについては、町民の足となる生活交通手段として日常的な利用が図られるよう、浜中町地域公共交通活性化協議会との連携の下、運行してまいります。JR花咲線につい

ては、沿線自治体や関係機関と連携を図り、路線の維持確保に向けた取組を進めてまいります。

上下水道の整備についてです。

上水道の整備についてです。

安心、安全な水道水の供給を図るため、浜中町水道ビジョンに基づいた強靱な水道システムを構築し、自然災害に強い持続性のある事業運営を展開してまいります。

北海道生活基盤施設耐震化等補助事業を活用し、浜中第3号配水池の耐震補強工事と霧多布配水本管の耐震化更新工事に向けた実施設計を進めてまいります。

将来を見据え、持続可能な水道事業、農業用水事業を推進するため、浜中町水道事業経営審議会の答申に基づき、令和6年度の水道料金改定に向けて取り組んでまいります。

下水道の整備についてです。

下水道については、浜中町下水道ストックマネジメント計画における第2期計画策定業務を委託し、施設の適正な維持管理に努めてまいります。なお、本年1月末現在における水洗化率は84.7%となっており、水洗化率の向上に努めるとともに、下水道処理区域外の住民の合併処理浄化槽設置に支援してまいります。

浜中町衛生センターの長寿命化についてです。

浜中町衛生センターについては、長寿命化改修工事を実施してまいります。

災害に強く、町民に寄り添ったまちづくりについてです。

町土の保全についてです。

治山の推進についてです。

急傾斜地崩壊や土石流のおそれがある土砂災害警戒区域については、はまなか防災マップなどの活用による周知を図ってまいります。

治水の推進についてです。

水害防止については、防災関係機関と共同で浜中町水防訓練を実施するとともに、ノコベリベツ川水害対策連絡会議を通じて関係機関との連携強化を図ってまいります。また、ノコベリベツ川増水時の流下阻害要因となる樹木の伐採や堆積土の除去を実施してまいります。

海岸保全の推進についてです。

琵琶瀬地区から榊町地区までの防潮堤については、早期のかさ上げ改良工事の事業化に向け、引き続き北海道へ強く要望してまいります。

防災体制の整備についてです。

切迫の可能性が高いとされる千島海溝沿い巨大地震、津波、気候変動による大雨、暴風雪など、様々な自然災害への備えは喫緊の課題であります。特に、地震・津波対策は、北海道から津波浸水想定と減災目標が示されたことから、人命を救うことを重点とした防災・減災対策を推進してまいります。

防災対策の推進についてです。

津波避難施設の整備については、津波避難対策緊急事業計画等に基づき、霧多布高等学校の屋外避難階段等の整備、丸山散布津波避難施設の整備、暮帰別地区への津波救命艇の設置、さらには、津波避難施設の予定地測量と基本設計を実施してまいります。

避難路の整備については、道道霧多布線——湯沸坂歩道と道道琵琶瀬茶内停車場線——MGロード改良の早期完成に向け、引き続き北海道へ要望してまいります。

防災意識の向上についてです。

過去に起こった災害の教訓を伝承する取組や津波防災啓発用動画の活用などにより、災害に対する正しい知識と行動力を身につける防災教育を推進してまいります。

津波防災避難訓練については、例年同様に、町内会、自治会と連携を図り、実践を想定した内容で実施してまいります。さらに、関係機関との防災訓練や防災講演会、防災図上訓練、避難所運営訓練などを通じて防災力の向上を図ってまいります。

避難体制の整備についてです。

避難場所等にいち早く避難するための啓発活動については、はまなか防災マップや町ホームページ、広報紙などを通じて周知に努めてまいります。

避難所については冬期停電時の暖房方法や感染症予防対策などを検討してまいります。

避難行動要支援者については個別避難計画の作成に取り組んでまいります。

行政機能の確保についてです。

業務継続計画についてはその実効性を高めるための取組を進めてまいります。

千島海溝沿いの巨大地震、津波の対策についてです。

千島海溝沿いで想定される巨大地震、津波については、防災対策推進計画に定める各種対策を着実に実施してまいります。また、防災・減災対策により大幅に被害が軽減できると想定されていることから、引き続き国や北海道へ技術的、財政的な支援を要望してまいります。

消防・救急体制の整備についてです。

消防体制の整備についてです。

消防体制については、消防職員の育成や団員の確保育成を図るとともに、各種訓練や消防団活動への支援により、消防力の強化に努めてまいります。

消防設備については榊町分団庁舎の改修と消火栓の更新を進めてまいります。

救急体制の整備についてです。

救急については、感染症防止対策に万全を期し、高度な応急措置と搬送体制の維持に努めてまいります。

子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくりについてです。

地域福祉についてです。

地域で支える基盤づくりについてです。

地域福祉の中核を担う浜中町社会福祉協議会や浜中福祉会の事業運営に支援してまいります。また、要支援者の支援につきましては民生委員児童委員や関係機関と連携を図って

まいります。

地域共生社会の推進についてです。

浜中町地域活動支援センターを共生型地域福祉の活動拠点として、障がい者と高齢者、地域住民などとの交流を推進してまいります。また、宅配用弁当の高齢者配食サービス事業を高齢者の見守り対策とともに実施するほか、障がいのある方々への生産活動等の機会の提供に努めてまいります。

高齢者福祉についてです。

浜中町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を総合的かつ計画的に推進してまいります。また、高齢者のニーズと将来を見据え、令和6年度から令和8年度までの浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。

福祉サービスについてです。

高齢者の方々が地域で安心して生活が送れるよう、外出支援、自立生活支援、除雪サービスを実施してまいります。

健康づくりと介護予防についてです。

高齢者が活動的で生きがいのある生活が送れるよう、後期高齢者の健康診査の受診促進に向けた健診の無料化、感染症対策としてインフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種料の助成を継続してまいります。また、地域における介護予防教室、健康教室を実施してまいります。

介護保険制度とサービスの充実についてです。

介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援と認定された方々の訪問・通所サービスの支援を図るとともに、認知症高齢者に対応する施策を総合的に推進し、支援を必要とする方々を地域で支援する地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。

介護職員の人材育成と確保についてです。

全国的な介護職員の不足は本町も同様の課題であることから、介護職員初任者研修の受講希望者へ助成を行うとともに、浜中福祉会の人材確保事業に支援してまいります。また、浜中町福祉職修学資金貸付制度の周知啓発を図り、町内の福祉職の人材確保に取り組んでまいります。

障がい者福祉についてです。

浜中町第6期障がい福祉計画及び浜中町第2期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいります。

日常生活支援、社会参加の促進についてです。

障がいのある方々が地域の中で自立した生活が送れるよう、浜中町地域活動支援センターにおける事業を継続してまいります。また、相談支援等によりの確な障がい福祉サービスの提供に努めてまいります。

浜中町子ども発達支援センターについてです。

浜中町子ども発達支援センターについては、言葉や体の発達などに不安のある児童を支援するため、通所者に対する療育の充実を図ってまいります。

子育て支援、児童福祉についてです。

母子保健等についてです。

産後ケア事業については、これまで利用者が一部負担していた利用料を全額公費負担とし、産前産後サポートなどの妊娠・出産包括支援事業の充実を図ってまいります。また、妊産婦健康診査に係る費用の一部助成や新生児聴覚検査の全額助成、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などにより、妊娠、出産、子育て期を通じた切れ目のない支援体制の構築を図ってまいります。さらに、子どもを安心して産み育てていただけるよう、子育て支援アプリ情報配信サービスの実施、妊産婦健診交通費の助成、出産祝い金、誕生祝い品として積み木のプレゼントを実施するほか、不妊治療費の助成を拡充いたします。

保育所の運営についてです。

常設・僻地保育所については、より質の高い保育サービスを念頭に、保育を必要とする家庭の子育て支援を図ってまいります。一時預かり保育や子育て支援センター事業、延長保育については常設保育所で実施し、子育てサポートセンターの維持に努めてまいります。また、給食費の実質無償化と僻地保育所における給食の提供を実施してまいります。

放課後児童の健全育成等についてです。

放課後児童クラブについては、霧多布地区及び茶内地区で開設し、子育てと仕事の両立ができるよう支援してまいります。また、子ども預かり等の相互援助を行うファミリーサポートセンター事業については浜中町福祉協議会への委託などにより実施してまいります。

18歳未満の全ての子どもとその家族、妊産婦を対象に設置した浜中町子ども家庭総合支援拠点については対象者の相談支援の充実を図ってまいります。

子どもの医療費助成についてです。

子どもの医療費については、高校生世代までの無償化を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

ひとり親、低所得者福祉についてです。

生活支援についてです。

ひとり親家庭や生活保護世帯など、低所得世帯が自立した生活を送ることができるよう、各種制度の周知や相談支援を行うとともに、福祉灯油購入助成や生活支援金の給付を実施してまいります。

医療体制の整備についてです。

地域医療の充実についてです。

浜中診療所は、町民の健康支援を基本とし、患者に寄り添うかかりつけ医として最適な医療サービスを提供してまいります。

医療連携については、北海道大学病院からの派遣医師による外来診療、東北道病院からの派遣医師による整形外科外来診療、町立厚岸病院との夜間、休日の救急医療連携を継

続してまいります。

また、浜中診療所においてはパッケージ型自動消火設備工事を実施してまいります。

歯科診療については、委託する歯科医師と連携し、町内における診療体制を維持してまいります。

さらに、町民の命を守る対策として、高齢者や障がい者を有する方への命のバトンの配付、浜中町健康・医療相談ダイヤル24の継続などにより本町における地域医療の充実に努めてまいります。

保健、健康づくりの推進についてです。

保健予防対策についてです。

小児の感染症予防のため、各医療機関と連携し、定期接種を無料で実施するとともに、1歳児から高校生世代までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施してまいります。また、風疹の予防対策として、定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の抗体検査及び予防接種を無料で実施してまいります。

健康づくりについてです。

町民への健康知識の普及に向け、医療講演会を開催してまいります。がん検診や特定健康診査については完全無料で実施してまいります。また、20歳から39歳までの国民健康保険加入者の若年健診を行うとともに、休日健診や未受診者健診を実施し、受診率の向上に努めてまいります。さらに、生活習慣病予防のため、特定保健指導を徹底するなど、町民の健康の保持増進に努めるとともに、浜中町食育推進計画に基づき、健康で豊かな食生活の実現を目指してまいります。

保険年金についてです。

国民健康保険事業等についてです。

国民健康保険については、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図り、保険税の適正な賦課と収納確保により健全な運営に努めてまいります。また、浜中町国民健康保険第1期データヘルス計画や浜中町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防などを図る事業を展開し、加入者の医療費適正化に取り組んでまいります。さらに、これまでの特定健診の効果やレセプトデータの分析などを踏まえ、令和6年度から浜中町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画及び浜中町国民健康保険第2期データヘルス計画を策定いたします。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合との連携の下、適正な賦課、給付事業に努めてまいります。

国民年金等についてです。

国民年金等については、年金事務所との連携の下、適正な事務を進めるとともに、年金制度の理解に向けた町民への情報発信に努めてまいります。

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくりについてです。

町民との共創によるまちづくりについてです。

町民参加の機会の創出についてです。

常に町民の皆様の声が届けられる機会の創出に努め、町民と行政が一体となったまちづくりを進めてまいります。

広報・広聴活動の充実についてです。

行政情報等については、広報紙や町ホームページの内容充実に努めるとともに、防災行政無線を活用しながら的確な発信に努めてまいります。また、各種会合の場やインターネットなどを通じ、行政に届けられた意見や要望などを的確に把握するとともに、町内会、自治会の地域要望などを随時受け付ける体制の下、適切に対応してまいります。

コミュニティ活動の推進についてです。

地域振興補助についてです。

町内会、自治会をはじめ、地域の活動団体などが実施する地域活性化事業やコミュニティ活動の振興を図る事業に支援してまいります。

人づくり事業についてです。

本町の将来を担う人材育成が図られるよう、地域活性化や産業・地域振興につながる事業については人づくり事業として支援してまいります。

公共交通、公共施設の整備についてです。

公の集会施設については、施設の長寿命化を図るため、円朱別会館の屋上防水改修工事、霧多布中央地区コミュニティセンターの外部補修工事を実施してまいります。旧琵琶瀬小学校等については、施設の長寿命化に向けた個別施設計画を策定してまいります。

結婚祝い金についてです。

本町への定住促進と少子化対策の一環として、町内で婚姻された方に対し、結婚祝い金を支給してまいります。国の交付金を活用し、経済的な理由で結婚に踏み出せない方に対し、結婚に伴う新生活に係る経費を支援する結婚新生活支援事業を実施してまいります。

行政運営についてです。

行政改革と執行体制についてです。

行政改革については、第9次浜中町行政改革大綱に基づき、安全で良質な公共サービスを確実かつ効率的に提供できるよう事務事業を見直し、さらなる業務の効率化を目指してまいります。あわせて、職員の適正配置や人材育成など、将来を展望した行政改革に引き続き取り組んでまいります。

浜中町総合教育会議が策定した浜中町教育大綱の基本方針に基づき、町と教育委員会が連携して学校教育や社会教育の充実を目指し、時代の変化に対応した教育を推進してまいります。

ふるさと納税についてです。

ふるさと納税については、農業、漁業、商工業の相互連携の下、より魅力あふれる地場産品の拡充や開発を図るとともに、本町のPR用として活用できるよう、さらなる事業の



発展、充実を目指してまいります。

情報管理についてです。

近年のICTの進展や高度化するサイバー攻撃など、取り巻く状況の変化に適切に対応し、安心、安全な行政サービスを提供するため、個人情報保護法に基づく制度の強化を図り、情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

マイナンバーカードについてです。

町民のマイナンバーカード作成については、窓口や広報紙などを活用し、情報発信と周知を図ってまいります。

健全な財政運営の推進についてです。

効果的、計画的な財政運営についてです。

本町の財政は、その財源の多くを地方交付税や、国、北海道からの補助金等に依存しており、その動向によって大きな影響を受けざるを得ない状況にあります。人口減少や急速な少子高齢化による社会保障費の増加、公共施設やインフラの老朽化対策など、取り組むべき行政課題は山積しております。第6期浜中町まちづくり総合計画に基づき、計画的な事業の実施はもちろん、投資的事業をより厳選し、将来にわたる財政負担の軽減と安定した財政基盤の確立に引き続き取り組んでまいります。

適正、公平な課税の推進についてです。

町税の課税事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈、適用を的確に行い、適法性、統一性の確保に努めてまいります。また、国土地理院の航空写真データ及び法務局の登記情報を活用する固定資産評価支援システムの運用を開始し、より正確な課税客体の把握に努めてまいります。

町税の収納対策についてです。

町税の収納においては、納税者と納税相談を重ね、納税意識の高揚を図ってまいります。また、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と連携し、町税の収納率向上に取り組んでまいります。さらに、コンビニ収納やスマホアプリ決済を継続し、納税環境の充実にも努めてまいります。

債権管理の適正化についてです。

財政基盤の根幹である使用料、手数料及び貸付金などの自主財源を確保するため、浜中町債権管理条例に基づいた適正な債権管理と事務の統一化を図り、受益者負担の公平性と財政の健全化に努めてまいります。

地域間交流の推進についてです。

移住、定住等の推進についてです。

移住・定住事業については、道外での移住フェアなどへ積極的に参加するなど、首都圏、関西圏などにおける移住・定住相談と本町の情報発信、PR活動を進めてまいります。また、お試し暮らし住宅の活用など、実際に本町で体験していただく機会の創出に取り組んでまいります。

広域行政の推進についてです。

情報社会の進展などに伴い、住民の生活ニーズが多様化、高度化する中、経済活動も広域化していることから、各市町村や関係機関などと連携を密にした広域行政を推進してまいります。

管内市町村等との広域連携についてです。

釧路地域づくり連携会議、釧路モデル地域圏域検討会、地域づくり広域プロジェクト推進会議、釧路定住自立圏共生ビジョン、根釧酪農ビジョン推進会議、自然の番人宣言、戸籍システムの管内6市町村共同運用などについて、各市町村や関係機関などと広域連携を進めてまいります。

北海道横断自動車道の整備促進についてです。

北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の整備促進、別保一尾幌間の計画段階評価の調査促進に向け、関係機関や沿線自治体などと連携し、引き続き要望してまいります。また、釧路地域への誘客増大を目指し、道東自動車道の延伸などをプロモーションする事業について、管内市町村や関係機関などとの連携の下、取組を進めてまいります。

以上、令和5年度の町制施行に当たっての基本姿勢と主要施策の概要を述べさせていただきました。

結びになります。

新型コロナウイルス感染症が流行して以来、人々の生活様式や社会構造が刻々と変化してきた中、町政運営においても予想し得ない行政課題の対応に迫られてきました。

地方は人口減少による過疎化が加速しており、地域コミュニティの衰退などがまちづくりに影響を及ぼすことが大いに懸念され、地域の活力を維持することが困難とも言われております。このようなときこそ、知恵と英知を結集し、今までにない新たな視点で地域課題に取り組んでいかなければなりません。

私は、これまで、地域を支える地場産業の振興、災害に強いまちづくり、若い世代への子育て支援の充実という三つの柱を掲げ、まちづくりを推進してまいりました。激変する社会変化に対応するためには、行政のみならず、町民の皆様と一丸となってまちづくりに取り組むことが何よりも大切であると考えております。

私は、町民の皆様をしっかりと受け止め、引き続き笑顔輝く浜中町のさらなる発展と持続可能な共創のまちづくりに全力を期してまいります。町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

---

### 日程第3 教育行政執行方針

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第3、教育行政執行方針を議題とします。

教育長より令和5年度教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 令和5年度教育行政執行方針。

初めに、令和5年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、新年度における教育行政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解をいただきたいと存じます。

これまで当たり前だった日常が大きく変わり、先を見通すことが困難な時代、加えて、情報通信技術の高度化に伴うSociety 5.0の到来や少子高齢化社会の下で誰一人取り残さない多様な学びと安心な居場所を築くとともに、この逆境や制約を受け身ではなく変革の扉と捉え、生きがいを持ってたくましく生き抜く人づくりが教育行政に課せられた使命であります。

特に、町民一人一人の可能性を引き出す教育の推進や学びの機会を保障し、教育の質を高める環境の確立と新型コロナウイルス感染症対策との両立が求められます。

本町の教育行政においては、その使命を果たすべく、学校教育と社会教育の連携を軸に、教育政策推進のための基盤を整備しながら、未来のまちづくりに向けて持続可能な社会のつくり手となる次代を担う子どもたちを育て、全ての世代に対する教育的支援を行ってまいります。

本町教育の基本理念である「ふるさと浜中に生き、豊かなまちを拓き創造する人づくり」、さらには、第6期浜中町まちづくり総合計画の基本目標である「豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくりの実現」に向け、ふるさとに誇りを持ち、生涯にわたり心豊かに学び続ける人材を育む教育を推進してまいります。

豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくりについてです。

学校教育の充実についてです。

生きる力は、知——確かな学力、徳——豊かな心、体——健やかな体の調和の取れた力です。学校教育ではこの生きる力の育成に向けた教育の充実に取り組んでまいります。

確かな学力の育成については、これからの時代に求められる知識、技能、思考力、判断力、表現力など、学びに向かう力、人間性などを総合的に捉えた教育活動を推進してまいります。

豊かな心の育成については、道徳教育を中心に据えた心の教育の充実を軸に、ふるさと教育や豊かな自然・文化体験学習などを推進してまいります。

健やかな体の育成については、生涯にわたって健康で過ごすための心身の成長に向け、食育の推進や体力の向上、安全教育の充実を図ってまいります。

今日のように急激に変化する時代だからこそ、学校はその状況を前向きに受け止める姿勢が大切です。学校教育では、人間ならではの創造性を働かせ、資質、能力を育成し、ふるさとへの誇りや愛着を深め、児童生徒が自ら進んで学びに向かい、人生を主体的に切り開く力を育てる教育を推進してまいります。

教育内容の充実についてです。

各学校の教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質を高めていくカリキュラ

ム・マネジメントの実現により充実させてまいります。

生きる力の育成についてです。

確かな学力の育成については、町独自の学力調査や全国学力・学習状況調査などの各種学力調査の結果を活用し、児童生徒の学力などに関する客観的なデータに基づいた組織的な授業改善を推進してまいります。

また、主体的に学ぶ力の育成に向けたデジタル教科書やICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体として実現する授業改善に取り組むとともに、今日的教育課題の解決や自校の教育課題の解決に向けた研究を学校全体で率先して行う学校を研究校として指定し、学校における教育研究への指導、支援を行ってまいります。

あわせて、家庭との連携に基づいた放課後学習や長期休業中の補充学習などを実施し、学力低位層への支援を行うとともに、1人1台端末の持ち帰りも含めた児童生徒一人一人の実態に合わせた学習機会を提供してまいります。

豊かな心の育成については、道徳教育の充実に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論する道徳授業の実践化を図るとともに、12年ぶりに改定された生徒指導提要についての研修を進め、全教職員の共通理解、共通実施に取り組んでまいります。

とりわけ、感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷の防止にも積極的に取り組んでまいります。

また、学校図書の管理体制の整備や情報化に取り組み、家庭や地域と連携して、日常から本に親しむ習慣の定着に向けた読書活動を行ってまいります。

いじめ、不登校等の問題に関しては、浜中町子ども地区会議や1学校1運動の実施、未然防止及び早期対応のための教育相談の充実、スクールカウンセラーの配置などを行ってまいります。

また、浜中町生徒指導研究協議会などの関係機関や、家庭、地域との連携により、健全な学習・生活習慣の確立に努め、生徒指導を充実させてまいります。

健やかな体の育成については、体力、運動能力、運動習慣など、調査結果の分析に基づいた計画を策定し、体育科の授業改善はもとより、継続して運動を続ける意欲を引き出す体力向上の取組を推進してまいります。

地域の特色を生かした教育や学校運営協議会制度の充実についてです。

連携協働に基づく特色ある学校づくりについては、町内の各NPO法人と連携した自然体験学習や、企業、事業所などと連携した職業体験学習など、地域の人的・物的資源を積極的に活用し、学校や地域の特色を生かした体験活動や環境教育を推進してまいります。

また、環境保全活動や環境問題の解決に学校ぐるみで取り組む学校版環境ISOや美しい自然環境を未来に引き継ぐまちづくりに参加する自然の番人宣言の取組を継続してまいります。

学校と接続する機関や地域との連携については、保育所、小学校における組織的な連携、接続を円滑に進め、幼児、児童の学びと育ちに資するよう、保小連携事業に取り組んでま

います。

小・中・高等学校においては、校種間連携事業を推進し、児童生徒の理解に向けた実態交流や授業交流を通して、12年間を見据えた切れ目のない指導、支援の充実に努めてまいります。

また、地域住民が児童生徒に関する課題や目標を共有し、学校運営に参画することを通して、学校運営の改善、充実に図るコミュニティ・スクール——学校運営協議会制度を町内全ての小・中学校において活用し、保護者や地域住民による学校支援の仕組みを整備し、学校、保護者、地域の連携による学校づくりを推進してまいります。

特別支援教育の充実にについてです。

児童生徒一人一人の実態に応じた個別の教育支援計画の策定と実施により、将来の自立につながる支援を実現してまいります。そのためにも、教育相談の体制を整えるとともに、相談員の資質向上に努めてまいります。また、学習支援員の配置や浜中町特別支援マップを作成し、町教育支援委員会や町健康福祉課、保育所など、関係機関との連携を通して障がいのある児童生徒とその保護者の教育的ニーズを適切に捉えた支援を行ってまいります。

国際理解教育及び外国語教育の充実にについてです。

児童生徒が将来にわたって異文化理解や異文化コミュニケーションを行っていただけるよう、小学校に外国語活動指導助手、中・高等学校に外国語指導助手を派遣し、児童生徒にとって魅力あふれる外国語教育を推進してまいります。

I C T教育の充実にについてです。

情報活用能力の育成に向けて、I C Tを活用した教育、プログラミング教育の充実に図り、児童生徒一人一人に個別最適化され、創造性を育むG I G Aスクール構想の具現化に向けた授業改善とリモート授業の試行を推進してまいります。

教職員の指導力向上についてです。

町教育委員会主催の研修会を開催するとともに、釧路教育局や教育研究所と連携しながら各種研修会への参加を促進し、教職員の資質、能力の向上に努めてまいります。特に、1人1台端末を積極的に活用し、協働的な学びを実現する授業改善のための研修会を実施し、教職員のI C T活用能力の向上にも努めてまいります。

また、全国的に体罰事故などの問題が後を絶たないことを踏まえ、教職員の不祥事防止に向けた研修を促進し、服務規律の厳正保持に努めてまいります。

さらに、教育行政と教職員との心のつながりを大切にするため、年1回以上の教育長面談を実施してまいります。

学校における働き方改革の推進についてです。

土曜授業も含め、日常の授業時数を適切に管理し、教職員の働き方を見直すことで、業務の質や人間性、専門性を高め、児童生徒へ効果的な教育活動を行ってまいります。また、教職員1人1台の校務用パソコンを活用し、業務の効率化を進めることで教育の質の向上に努めてまいります。

教育環境の整備についてです。

児童生徒や教員にとって安心、安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。また、保護者への経済的負担軽減にも取り組んでまいります。

校舎、屋体の整備についてです。

散布小中学校職員玄関電子錠工事や高圧変圧器取替え補修、各種整備の保守点検を実施するなど、児童生徒及び利用者の安心、安全や施設の老朽化の緊急度を考慮しながら改修、補修を行い、施設、備品の維持管理に努めてまいります。

閉校施設の管理についてです。

町長部局と連携し、利活用の可能性や老朽化施設の解体を検討してまいります。

教員住宅の整備についてです。

教員がストレスなく日常生活を送ることができるよう、教員住宅の改修、補修や、民間住宅へのあっせんを行い、快適な住環境の提供に努めてまいります。また、プロポーザル事業提案方式による教員住宅の確保を検討してまいります。

学校配置の適正化についてです。

本町の今後のまちづくりに即した新しい学校の在り方について、学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、保護者や地域との話し合いや情報発信を行いながら、学校適正配置基本計画の作成に取り組んでまいります。

スクールバスの運行についてです。

老朽化した車両の更新と適切な路線設定による効率的な運行を行い、バス通学における児童生徒の負担軽減を図るとともに、安全運行を徹底してまいります。

児童生徒の安全確保や保護者負担の軽減についてです。

児童生徒の生命の安全確保については、学校の実態に即した危機管理マニュアルに基づき、地震や津波災害などの具体的状況を想定した訓練を実施し、子どもの命を守るという強い認識を持って安全確保に努めてまいります。

また、家庭や地域、各関係機関と連携しながら、校内外、登下校時の安全対策に取り組み、病気やけがの予防、薬物乱用の防止、心身の発達と性に関する指導を通して自ら身を守ることのできる子どもを育成する安全教育を実施してまいります。

保護者への経済的負担軽減については、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や負担が過重になっている修学旅行費の援助、育英基金を活用した奨学金の給付、遠距離通学費助成を引き続き実施してまいります。

学校給食の充実についてです。

保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無料化を引き続き実施してまいります。また、公会計による歳入歳出の透明化や食材価格の変動に対応するため、計画的な食材などの購入に努めるなど、安心して安全なおいしい給食を提供してまいります。

あわせて、学校と栄養教諭が連携し、食に関する指導により、望ましい栄養摂取や食習

慣など、食に関する正しい理解と地元食材の活用を通して食材に関わる人たちの存在、食文化や体力、健康と結びつけた学ぶ機会を提供してまいります。

高等学校教育の振興についてです。

社会人としての基礎を培う教育活動の充実、地域に貢献する人材を輩出する学校づくりに積極的に取り組んでまいります。さらには、地域住民に愛され、信頼される魅力にあふれた学校生活を学校ホームページなどで発信してまいります。

教育内容の充実についてです。

これまでに蓄積した浜中学の成果を基に、町立高校として、地域資源を最大限に生かした巡検学習や企業体験学習などを実施し、浜中学をはじめとした探究学習、キャリア教育などの特色ある教育活動を活性化し、地域社会に貢献する人材を育成してまいります。

海外交流視察研修は、新型コロナウイルス感染症により3年間中止していた渡航を再開し、国内の産業視察研修、環境視察研修は、事業内容の充実を図り、生徒の知見を高め、郷土愛を育み、これらの学習内容を地域へ還元できるよう引き続き実施してまいります。

また、生徒一人一人の個性や能力に応じた指導の充実を目指し、少人数指導や習熟度別授業及び学習支援員を配置した学習指導、個別支援制度を活用した進路指導により、生徒のニーズに応えたきめ細やかな教育を推進してまいります。

さらには、高度情報化社会に対応できる人材の育成に向けて、ICT機器を活用した授業展開や18歳成年による主権者教育の充実など、知識や技術はもとより、未来社会で生き抜く力の育成に努めてまいります。

教育環境の整備充実についてです。

ボイラー機の更新工事や老朽設備の修繕を実施するなど、施設の計画的な維持管理に努めてまいります。

スクールバスを運行し、通常の登下校及び部活動後の下校の手段並びに各種学校行事などにおける生徒の移動手段を引き続き確保してまいります。

また、教職員の働き方改革のため、ICT機器の整備と活用を進めてまいります。

さらには、保護者の負担を軽減するため、遠距離通学費、各種模擬・検定試験費用の全額補助、見学旅行費の一部補助を引き続き実施し、生徒の安定した高校生活の支援に努めてまいります。

社会教育の推進についてです。

町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を営むためには、生涯各期での様々な学びが必要なことから、町民の自主的、主体的な活動を支援するとともに、課題に応じた学習機会を提供してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症によりいまだに事業の延期や中止が危ぶまれますが、創意工夫を凝らしながら事業の実施に努めてまいります。

乳幼児期教育の充実についてです。

乳幼児の豊かな心を育み、健やかな発達を促し、親子の触れ合いを深めるため、にこに

こファミリーフェア、ブックスタート、おもちゃ遊び、スポーツ体験などの事業を引き続き実施するほか、町健康福祉課や保育所と連携協力を図ってまいります。

青少年期教育の充実についてです。

青少年に体験を通じた学習の機会を提供するため、少年少女国内派遣事業、中・高校生ボランティアリーダー養成講座などを引き続き実施するほか、学校向けの事業の生涯学習活動推進支援事業、少年と高齢者とのふれあい促進事業、親子ふれあい学級、中学生の陶芸体験を通して学校との連携協力を図ってまいります。このほか、青少年の健全育成のため、少年の主張大会を実施してまいります。

成人期教育の充実についてです。

成人に地域課題の解決や生活に生かされる学びの機会を提供するための講演会を実施するほか、事業を通して仲間づくりや主体的に活動することのできる人材の育成に取り組んでまいります。

また、子育て世代に向けた子育てセミナーや家庭教育講演会を実施するなど、町民の多様な生活基盤に対応した学習機会の充実を図ってまいります。

高齢期教育の充実についてです。

高齢者の健康で文化的な生活を支えるため、生きがい教室を実施するほか、町健康福祉課や社会福祉協議会と連携協力を図ってまいります。

学習拠点の充実についてです。

学習拠点としての機能を強化するため、総合文化センター長寿命化改修を2か年計画により行い、初年度は屋根・外壁及び一部内装改修工事を実施してまいります。

なお、工事期間中については施設を一時休館といたしますが、定期利用団体等については可能な限り代替施設の提供に努めてまいります。

また、施設内のWi-Fi環境を活用し、オンライン学習やリモートの基地局としての機能を果たすなど、読書・芸術文化活動や歴史学習での利用促進を図ってまいります。

芸術文化活動の推進についてです。

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらしてくれます。豊かで文化的な生活を営むため、芸術文化に親しみ、深めていくことができるよう、機会を提供してまいります。また、町民が生涯各期において自らの趣味嗜好に応じて芸術文化に親しむことができるよう、芸術文化活動の推進に努めてまいります。

芸術文化の振興についてです。

地域の芸術文化活動の持続可能性を高めるため、文化協会や各団体へ引き続き支援するほか、活動の成果として全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体へ支援してまいります。

このほか、中学校における部活動の地域移行に向け、関係機関との連携を図り、中学生がこれまで以上に芸術文化活動に取り組むことができるよう、準備を進めてまいります。

さらには、中学校における部活動の地域移行と併せ、小学生の芸術文化活動を支援し、



町内の小・中学生が一体となって芸術文化活動に取り組むことができる環境を整備してまいります。

文化財の保護、保全についてです。

文化財の重要性への理解を深め、後世へ受け継いでいくため、引き続き文化財の保護に努めてまいります。また、総合文化センターの改修に合わせ、郷土資料室のリニューアルを行い、現在に至るまでの本町の歴史展示の更新を進めてまいります。

スポーツの振興についてです。

気軽にスポーツを楽しむことは心身ともに健康で明るい生活をもたらしてくれます。また、健康への意識が高まり、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられております。このため、本町においては、豊かで健康的な生活を営むためにスポーツに親しみ、深めていくことができるよう機会を提供してまいります。

新型コロナウイルス感染症により今後も事業の延期や中止が危ぶまれますが、創意工夫と臨機応変に事業を展開し、町民が生涯各期において自らの趣味嗜好に応じて親しむことができるよう、スポーツの振興に取り組んでまいります。

スポーツ活動の振興についてです。

地域のスポーツ活動の持続可能性を高めるために、スポーツ協会やスポーツ少年団、各団体への支援のほか、活動の成果として全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体への支援を引き続き実施してまいります。

また、スポーツ推進委員会を中心として、子どもがスポーツに参加する機会を充実させ、町民誰もがスポーツ及びレクリエーション活動を実践し、参加することができるスポーツ教室や競技大会を企画、運営し、競技人口の拡大と指導者の育成に努めてまいります。

このほか、中学校における部活動の地域移行に向け、関係機関との連携を図り、中学生がこれまで以上にスポーツ活動に取り組むことができるよう、準備を進めてまいります。

さらには、中学校における部活動の地域移行と併せ、小学生のスポーツ活動を支援し、町内の小・中学生が一体となってスポーツ活動に取り組むことができる環境を整備してまいります。

スポーツ施設の充実についてです。

町民の主体的なスポーツの活動を支援するため、大規模運動公園をはじめとした社会体育施設の利用促進を図ってまいります。このほか、施設の長寿命化に向け、計画的な改修を実施してまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行に当たって基本姿勢と主要施策の概要を述べさせていただきました。

結びになります。

現代における教育課題は高度化、複雑化しており、それに伴って教育行政が取り組むべき使命も非常に重くなっておりますが、ふるさと浜中に誇りを持ち、心豊かで健やかな人生を実現する人材の育成のため、本町の未来を担う子どもたちが自らの夢や希望の実現に

向かって生き生きと学ぶ学校教育と、生涯にわたる学びや文化、スポーツに親しみ、生活に潤いと活力を生み出す社会教育を積極的に展開してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

---

#### 日程第4 一般質問

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** それでは、通告に従いまして、1点、バイオマス産業都市構想推進計画について伺いたいと思います。

策定委託料は約1000万円で、2か年かけた構想が国に承認され、2月6日に認定証を受け取り、バイオマスプラント事業に向けたスタートラインに立つことができたと考えております。

この事業は、家畜ふん尿の処理のみならず、漁業系廃棄物の処理、下水道汚泥の処理や、将来的には、各家庭から排出される生ごみを処理することでの焼却ごみの減量化により、焼却委託料の削減が図られるのみならず、何よりCO<sub>2</sub>の排出抑制につながるなど、大変有意義な事業であると考えております。

今後、この構想を基に事業計画を策定し、具体的な取組を進めていくことになると思いますが、その上で現在考えておられる青写真等について伺いたいと思います。

まず最初に、2月9日のホームページでこの構想の内容を知ることができましたが、数週間も前に新聞報道がされております。これを見た町民の方から、建設場所も決まっているようだが、どんな内容なのだという問合せがございましたが、何ら答えることができませんでした。

以前にも報道が先行した事例がありましたが、この庁舎内でも共有できていない一部の方の知っている情報がこうやって報道機関へ先行して提供されることについて、まず、その点の考え方を伺っておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

初めに、浜中町バイオマス産業都市構想認定の経緯についてお話しさせていただきます。

9月9日付で北海道農政事務所を經由して農林水産省へ浜中町バイオマス産業都市構想を提出し、11月15日にはバイオマス産業都市構想委員会へのZoomでのヒアリングを行っております。

バイオマス産業都市構想の選定結果については1月12日に農林水産省より町へ通知があり、同日午後2時に農林水産省よりプレスリリースされております。そのプレスリー

スを受け、翌日、釧路新聞が記事掲載しております。

認定証授与式については、行政報告にもありましたとおり、2月6日に農林水産省においてバイオマス産業都市構想認定証を授与されております。

議員の質問の新聞報道の経緯については、町に報道する旨の連絡はなく、経緯は把握しておりませんが、農林水産省のプレスリリースによって報道されたものと推測しているところですので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 要は、町からこういう情報を提供した経緯はないという答えかなと思います。

ただいま釧路新聞を例に取りました。確かに国の発表を通じて報道機関が独自に取材された結果だろうと思っておりますけれども、その後、北海道新聞でも掲載されております。それについては、本当に事細かく、この構想の内容まで報道されていたというふうに記憶しておりますけれども、これについても町として情報は提供していないという認識でよろしいのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えします。

北海道新聞については1月16日に内容を聞かせてほしいということで取材を受けております。1月31日に掲載されておりますが、いつ掲載するという情報は町には来ておりませんので、そこまでは把握しておりませんでした。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** ここに時間はあまりかけたくないのです。でも、行政姿勢として、ホームページに掲載するに当たっては、あくまでも、認定証を受け取った後、確定した後にホームページに掲載するということが必要だと思うのですが、そのタイムラグなのですよね。

予算については我々も承認し、委託料の承認をし、この構想ができたわけです。しかし、町民を含め、我々議会も知らない中でこういう細かな内容まで報道されてしまったわけです。

ホームページへの掲載の時期やその経緯についても間違っていなかった、今後もこういう方向でいくという考え方なのかどうかを伺っておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまのホームページの件に関しては、議員がおっしゃるとおり、町としては認定証を受けた後にホームページに載せるということで考えておりました。

なお、新聞報道について、認定にならない可能性もあったということは事実ですが、これからは、議員、町民の方も含め、できるだけ情報発信できるように努めたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** では、本題に入りたいと思います。

この事業は大変大きな事業であると思っておりますし、先ほど申したように、有益な事業であると考えております。

まず、この事業の目的、そして、これを推進することによって考え得る波及効果等についてお答えをいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまのご質問にお答えします。

地域に存在するバイオマスを原料に、収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギー強化により地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・村づくりを目指すことを目的としております。ひいては、この事業がゼロカーボン推進にもつながるものと考えているところです。

主な波及効果につきましては、経済波及効果として19億7400万円、新規雇用創出効果として182人、その他の波及効果としましては、バイオガスのエネルギー利用による化石燃料代替量として、電気については1万961メガワットアワー、熱については年に4万8089ギガジュール、バイオマスのエネルギー利用による経済価値として年4億6221万9000円、温室効果ガス排出削減量として6926トンなどの波及効果が考えられます。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 大変細かな説明をありがとうございました。

繰り返しになりますけれども、要は、ここで発電した電力を町内へ循環させることも可能になり、そのことがひいてはカーボンニュートラルに向けた取組にもつながるものと考えております。さらには、雇用の創出にもつながりますし、新たな産業の創出も考えられるものだと思います。そういった大変いい事業で、ぜひとも成功させるべきものと思っております。

先ほどスタートラインに立つことができたと申しましたのは、国の補助対象になったということからですが、この事業を始める最初の一步となるのは、これから設置する、あるいは、設置されているのかも分かりませんが、バイオマス推進協議会というものだと思っております。これは町が主導して設置するというもので、それがこの構想の中にも書かれておりますけれども、推進協議会の設立時期も含め、今後はどういう進め方をされるのか、伺いたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** バイオマス推進協議会の設立の関係でお答えいたします。

浜中町バイオマス推進協議会の設立についてですが、新年度に入り、できるだけ早い時期に協議会を開催したいと考えております。

体制としましては、構想に記載していますとおり、浜中町、浜中町農業協同組合、浜中酪農業協同組合、釧路東森林組合、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合、霧多布湿原ナショナルトラスト、そして、有識者です。また、タカナシ乳業もバイオマスに関心を持たれているとの話を伺っておりますので、協議会に入っていただこうと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 新年度に入ってからできるだけ早くというお答えでした。できるだけ早くというのがまだはっきりしませんでした。

新年度予算でもこれに関連したものがああります。この議会で予算が確定した後、速やかにと考えているのであれば、5月の連休前には既にそういう動きがあるのかなと理解したいと思います。

今申されたような産業団体等に参画をお願いするわけですが、こういうことで進めたいのですというような打診といえますか、そういう話合いは各課を通して既にされているのでしょうか。

また、できるだけ早くということではなく、しっかりと期日を明確に示していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** まず、構想の推進協議会のメンバーにつきましては、前年度も、タカナシ乳業を除き、皆さんに入らせていただいております。

産業団体を含め、タカナシ乳業には3月中に一度お会いしたいとは考えております。そして、できるだけ4月中にやりたいとは思っていますが、若干遅れる可能性もあることだけは理解していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 若干遅れることは理解していただきたいということですが、4月中に実施すると答えてくれればいいのですよ。その上で遅れ、その理由をただされたのであれば答えればいいだけであって、初めからそういう答弁というのは不誠実かなと思います。

次ですが、この事業には酪農家の参画が必要不可欠であります。前回、意向調査を行った結果、参加したい、あるいは、関心を持たれているという農家が50戸あったということで、50戸との参加で試算がされ、構想がつくられております。

原料となるふん尿及び消化液の輸送費は全て酪農家の負担であり、100頭規模の農場では年間270万円から280万円の経費となります。言い換えれば、酪農家にとっては、ふん尿を消化液に変えるための経費であります。

この金額が果たしてどうなのかということは正直分かりません。1頭当たり年間に換算すると2万七、八千円ということですが、ふん尿を消化液に変えるため、年間でこの額を負担し、それでも農家の方に参入するという意識を持ってもらうためには、果たしてどれくらいの費用対効果があるのかが重要になります。

消化液の有効性というのは、多分、各農家も把握しているのだらうと思いますよ。ただ、例えば、現在高騰している肥料をそれによってどの程度減らせるのか、ある程度の大きな試算でも構いませんので、そういうことを示した上で参画を求めなくてはならないのだと思うのです。

その上で伺いますけれども、現在考えている酪農家にとってのメリットとしてはどのようなものが考えられますか。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えいたします。

まず、費用対効果ですが、令和3年度に行ったバイオマス利用可能性調査報告書によれば、肥料の散布面積3618ヘクタールに対し、肥料購入金額が1億73万円、100頭換算すると約190万円となります。

また、敷料1トン当たりの平均購入金額は、麦稈で4万円、おが粉が3万2000円、もみがらが3万5000円という結果が報告されております。

敷料の購入金額3608万4000円で、100頭換算では約68万円となり、令和3年度の調査段階では肥料と敷料購入金額は約258万円となります。

構想では、バイオマス産業都市構想での再生敷料1トン当たり6000円での販売予定でありますので、これを100頭換算しますと約30トン使用することになり、費用は約18万円、これに第3地区で比較しますと、原料輸送、消化液配送費が100頭換算で282万円、合計300万円と試算できます。

コスト的には、バイオガスプラント稼働による酪農家の方々の費用は42万円の負担増となります。しかしながら、消化液の酪農活用により、臭気の軽減、雑草種子の死滅、牧草の生育向上、ふん尿処理の労力軽減などのメリットはあると思いますし、議員がおっしゃるとおり、酪農家の方々には丁寧な説明と理解を得た上で参加を取りまとめたいと考えているところです。

説明会等の開催は5月下旬から6月中旬を考えております。内容としましてはバイオマス産業都市構想の説明で、バイオガスプラント関係の勉強会も同時に行いたいと考えております。そして、7月にはアンケート調査を行うとともに、9月頃までに事業参加意思の確認を取る予定となっております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 今、7月ぐらいにアンケート調査を行うということだったかと思うのですが、新年度予算に委託料として意向調査委託料が掲載されております。これがまさに7月に行うアンケート調査の費用かなと思います。

それでは、5月下旬から6月に実施しようとしている農家への説明というのはどこで担当するのでしょうか。農林課で担当するのでしょうか。それとも、この委託業者がやるという認識でよろしいでしょうか。

仮に、委託業者に全てを丸投げしてしまうということになるのであれば、ただいま課長

が事細かに説明された農家にとってのメリットが果たして正確に伝わるかどうか、私としては甚だ心配する面もあるのですけれども、5月下旬から6月にかけて行う農家への説明とはどのように行おうとしているのか、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** ただいまのアンケートの件でございます。

令和3年に行ったアンケートの際には、農林課の職員、そして、リサーチ会社の方の同席の上、各地区の懇談会には皆様にたくさん集まっていますので、その後、説明会を行った経過がございます。今回行うアンケートの際にも、担当課とともに、農林課の職員も説明会には出向くつもりであります。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この事業は農業施策ではないということですよね。しかし、この事業のためには農家に参入してもらいしか実現しないわけです。ですから、なおのこと丁寧に説明し、理解を得た上で参入してもらい、そういう細かな工程が必要であろうと思います。ただいま農林課長からしっかりと対応する旨の答弁があったと思いますので、これ以上は踏み込みませんが、そこは大事なところなので、しっかりと詰めていただきたいと思います。

次ですが、この構想では第3地区と姉別地区の学校跡地にプラントを建設する計画になっております。第3地区は第3小学校、姉別地区は国道のふちにある姉別小学校です。

敷地としては有効活用できるのだらうと思います。参入する農家によってどの程度の規模とするかはこれからの課題かと思えますけれども、体育館も含め、旧校舎が残っておりますよね。これは壊してしまうのか、それとも、利活用を考えているのかという点について伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 旧校舎の利用方法についてお答えします。

現在、校舎については事務所や視察などに対応する研修室として想定しており、体育館については再生敷料の保管庫として想定しているところであります。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 体育館については、それこそ、発電ガス発生過程でできる再生敷料、要は牛の寝床の敷料の保管庫にするということですね。機械化により、そこに自動で堆積されるようになるのでしょうかけれども、改修が必要になると思うのです。

もともとは体育館ですから、当然、重機が入るという想定にはなっていないでしょう。それも含めた経費についてはこれから考えるということなのか、お答えをいただきたいと思います。

また、第3小学校と姉別地区の小学校への輸送費についてです。

もちろん、距離も違いますし、参加する農家の戸数によってふん尿の量も違ってきますので、輸送費に差が生じるのは当然だろうと思うのです。ただ、農家が負担す

る輸送費の単価について、地区によって差が出るというのはどうなのかな、私は統一すべきであろうと考えていますが、いかがでしょうか。

また、輸送業務は、町内の建設業なり運輸業なりの業者が行うのかも含め、伺います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ご質問にお答えします。

まず、体育館の改修の件についてです。

体育館に敷料を保管することになりますと入り口が必要となりますし、重機の出入りもあると思います。現在も扉はありますが、それは重機が通れるような大きさではありませんので、そこを保管庫に使うとなれば改修が必要と考えております。

次に、輸送単価の件についてです。

両地区での輸送単価については統一するのが望ましいと考えていますし、既にバイオガスを導入している先進地の事例などを参考にしながら単価等を決定したいと思っております。

また、輸送事業については町内業者を前提に考えようと思っています。どのような方法がコスト減や安定した運営につながられるのか、今後、推進協議会で検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** まず、体育館の改修は必要になるのだろうと思います。今、課長は入り口等の改修くらいしか想定されていないのかなと思いますが、床もそうです。重機が入るとなれば現在の体育館の床のままでは到底対応できるものではないと考えますけれども、その認識を再度伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 体育館の床についてです。

議員がおっしゃるとおり、現在の体育館の床では重機等の乗り入れは難しいと考えますので、建設課等に相談しながら、どういう方法がいいのかを検討したいと考えています。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この事業はこの構想には含まれていないものなので、なおのこと少々しつこく聞きますけれども、それなりに経費のかかる改修事業になるのではないのかなと私は考えています。それについては、どこからどのように経費を生み出しそうとしているのでしょうか。

町で全て生み出すというのか、それとも、これから動くであろうプラントの事業の中考えているのか、現在はどう考えておられるのか、再度答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時06分）

（再開 午後 1時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。



答弁を求めます。

住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 体育館の改修が出た場合の費用の負担はどこがするのかというご質問にお答えしたいと思います。

改修費用についてはバイオガスプラント運営する運営会社が負担するべきと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 午前中に施設の改修等のお話がありましたが、私からもお話をさせていただきたいと思っております。

議員も承知のとおり、昨年3月、本町においてもゼロカーボンシティ宣言をいたしました。その核になるのがバイオマス事業だと思っております。エネルギーの地産地消、それから、循環型エネルギーに関わっても有益な事業であると思っております。失敗のできない事業であるということは申し上げたいと思っております。

ただ、現在はあくまでも構想段階でして、誰が幾ら払うのかというようなことはまだ決まっておりません。それを決めるのがこの4月に立ち上げようとしている推進協議会であり、その場で決めていくことになると思っております。

また、この構想をつくる前と今とでは、社会情勢もそうですし、酪農家の情勢も違っています。この構想をつくる前は恐らく酪農家さんも潤っていらしたので、行け行けどんどんだったと思っておりますけれども、今はそうではありません。恐らく、議員はそれが心配で財源はどうなのだという質問をされたのかと思うのですが、いかんせんまだ構想段階です。そして、それを決めるのは推進協議会であり、そこで今後の事業計画を決めていくということになりますから、もう少しテンションを下げていただきたいと思いますと思っておりますし、詳細につきましては構想以外のことは申せません。ご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 前もってくぎを刺されてしまいました。

ただ、冒頭に申したように、この事業は、まさに副町長がおっしゃったとおり、失敗できない事業です。一旦走り出したら成功させる、そうした気概が一番大事なのだらうと思っております。

詳細についてはまさにこれからだということも重々承知しております。しかし、推進協議会を開くにしても、行政としての考え方をある程度は持っていなければ動き出せないと思っております。準備しました、スタートラインに立ちました、さあ、皆さんで協議してくださいという話にはならないのだらうと思うのです。ですから、青写真程度で構いませんので、ぜひとも示してくださいというのが今回の質問している趣旨なのです。それを踏まえ、答えられる範囲で答弁をいただきたいと思っております。

また、来年度の令和5年度にはプラント運営会社を設立するという構想になっております。プラントの運営会社を構成するメンバーはどうなっているのか、今考えておられるも

ので構いませんので、お伺いします。また、出資金が発生するかどうかは分かりませんが、それはどう考えておられるのか、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまのご質問にお答えします。

構成メンバーにつきましては、町単体でいくのか、それとも、産業団体や民間組織、参加する農家の方々と連携して進めていくのか、様々な選択肢があると思っております。

出資金等も同様に考えておりますが、先進地の事例の研究、また、令和5年度にはバイオガスの視察も予定しております。そこ得た実情を踏まえながら、バイオガスプラントに参加する方々の負担をいかに小さくする方法や、いかに継続し続ける方法を模索しながら取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この構想では令和9年度に本格稼働させ、また、売電も進めたいということになっております。

休憩後、副町長から答弁をいただきましたし、まさにこれからだということでもありますけれども、ただいま課長から先進地視察をとということがございました。視察は大事でありますので、新年度の早々に、それもコロナの収まっている時期の早いうちにぜひともそういう勉強をしてきてほしいなと思います。ただ、この構想策定を委託するに当たっては、こういう事業だということ行政としても押さえていたのだらうと思うのです。こういう事業になって、こういう効果も見込めるということでの1000万円をかけた委託業務ですよね。ですから、なおのこと、冒頭に申したように、青写真程度で構いませんので、出していただきたいということなのです。

令和9年度の稼働を目指し、これから取り組んでいくということでしたが、推進協議会の設立も含め、構想にあります地域電力会社についてです。令和9年度の本格稼働ではなく、この10年の間に取り組むべき具体策として地域電力会社の仕組み検討と設立ということをおっしゃっておりますが、どういう仕組みを考えているのでしょうか。

例えば、発電したものを電力会社に売電した後、地域として買い戻すという方法もあるでしょうし、一切売電せず、町内で電力を消費するという考え方もあるでしょう。地域電力会社の仕組み検討となっているのですけれども、視察に行かれる前のある程度の先進地域の情報というのは当然把握されていると思うので、それも含め、どういう仕組みを考えているのか、どういう方向性を目指すのか、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 地域電力会社についてですが、域内の再生可能エネルギーを中心に電源を確保しながら、域内の需要家へ電力を販売することにより資金の地域内循環を実現し、地域経済の活性化につながるということが期待されています。

現在考えている内容としては、どのような形態で地域電力会社を立ち上げるか、この中には地域電力会社構成員や電力販売以外の事業の在り方などがありますが、多岐にわたり

検討し、決定したいと考えています。

設立後には、地域電力会社で買い取った電力を公共施設向けに販売することをスタートとし、段階を踏んで事業者への販売、最終的に町民向けに販売できるようにしたいと思っています。

F I T 期間終了後の会社継続の可能性につきましては、収支計画をしっかりと作成し、健全な運営を継続していくことで可能と考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 次に伺います。

発電設備が整った場合、熱が発生します。当然、施設内で利用する熱もあるでしょうけれども、大量の熱量については利活用するというのも考えると構想ではうたっております。

他町村の状況を見て、こういうこともできるとしているのか、現在頭の中にあるのであれば答弁を下さい。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 質問にお答えします。

施設園芸など、余剰熱の活用方法の具体的な検討内容とのご質問ですが、既に稼働しているプラントの状況を見ますと、メロンやマンゴーなどのフルーツの栽培、あるいは、チョウザメの試験飼育をしているところもあります。

余剰熱の活用方法としてどのように活用するのが浜中町に適しているのか、町民の皆さんの考えや意見も取り入れながら進めたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** そのほか、消化液を活用した商品開発やブランド化による新産業の創出とあるのですけれども、正直、これを読んだだけでは想像ができません。

どういうことを想定してこういう文言としたのか、商品開発とはどういうことなのか、ブランド化とはどういうことなのか、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えいたします。

消化液を使用して育てた牧草を搾乳牛が食することでその搾乳牛から絞られた牛乳にエコのイメージがつき、エコ牛乳としてのブランドがつくという付加価値が考えられますし、消化液を使用した野菜や果物を育てることによる同様のイメージや新たな栽培による新産業の開発も期待されると考えています。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 次に、災害発生時における避難所等へのエネルギーの供給体制の整備についてです。

先ほど言った電力会社とも関連するでしょうけれども、先ほど課長は売った電力を買い戻すというような答弁がされてきましたよね。地域電力会社の仕組みというものがまだ定

まっていない中で答弁は難しいのかも分かりませんが、私がネット等で調べた中では、電力を起こしたところに送電網がなければどこにも流せないわけです。ということは、やはり、北電との契約なり連携が欠かせないと思います。幾ら地域電力会社を立ち上げたところで、そこで起こした電力をどうするのが見えないと、では、どうやって電力を活用するのが見えてきません。地域内で消費するにしても送電網が必要になってきます。ですから、最低限、それくらいの認識は持っておいていただかないと構想自体がおかしな話になってしまいます。

それで先ほど伺ったことです。災害が発生し、さきのブラックアウトのような状態になった場合は全ての送電網がアウトになるわけですから、幾らここで電気を起こしてもどこにも送れないわけですが、どのような電力供給体制を考えておられるのか、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 質問にお答えします。

現在想定していることは、災害による停電時にバイオガスプラントで発電した電気を可搬型蓄電池に充電し、避難所等へ運び込む方法、あるいは、電気自動車に充電後、避難所等に電気自動車を設置し、充電を行う方法を想定しています。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 早い話、バッテリーですよ。EVにしたってバッテリーでして、いずれEVの公用車も入ってくることを期待します。

次に、FITでの20年間の固定価格の買取りについてです。

この期間の終了を見据えたイノベーションの創出とあるのですが、先ほど答弁していただいたことと重複する部分があるかもしれませんが、イノベーションの創出について考えを伺います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 現時点ではバイオガスを活用した水素メタノール等の研究を考えています。

道内では、水素については鹿追町、メタノールについては興部町が先行して実用化に向けて事業を展開しているので、視察等を視野に入れ、イノベーション創出のアプローチを図っていきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この構想の事業収支計画について伺いたいと思います。

収入のほとんどが電力の売電によるものと理解します。FIT期間の20年以内に売電収入をもってプラントの建設費の償却は終える予定となっておりますが、問題はその後なのです。その後の施設の維持管理費もそうですし、機械や車両などの更新時期も来るだろうと思います。

今回示されている試算では、あくまで20年間、FIT期間内の収支計画しか示されて

おりませんけれども、せめて終了期間後の収支の試算はあってしかるべきだと私は思っています。その考えについてはいかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 質問にお答えします。

令和5年度においては、再度、事業参加への意思確認を行う予定となっております。その結果によって、牛の頭数やふん尿数、バイオガス生産量や売電量などについてより実績に近い数字での計算ができることとなりますし、運営収支についても再計算することとなっています。それに当たり、委託業者と施設維持修繕費、車両や機械の更新などを見込んだ収支計画をつくれるのかなどの協議をしながら収支計画を作成したいと思います。

当然、20年後の収支計画についても委託業者とどういう形でつくれるのかを協議したいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 収支計画が必要だというのが次の質問になるのですが、既に実施している他町村でのバイオガスプラント事業の中には、収支状況が悪化し、場合によっては赤字決算になっているものもあるという話を聞きます。

その真実等も含め、どの程度把握されているのか、その要因などを把握されているのであれば説明をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 収支状況が赤字決算の要因の把握はというご質問ですが、担当課として把握していることは、長わらの購入が多いなどの発電効率の悪い固形ふん尿が多く、計画の販売量に達していなかったり、メンテナンス費用が当初の予定を大幅に超えたことにより赤字決算になっているものがあります。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** そこなのです。失敗しないというのはこの20年間に失敗しなければいいという話ではないわけでありまして。また、先ほど申したように、今の農業の経営状況は厳しいです。ただ、その中でも参入するという農家は必ずおられますし、この事業について前向きに考えている農家もおられます。そういう方々が集まってこの事業が進むわけですから、なおのこと、20年後をしっかりと見据えておく必要があると私は思っておりますので、ぜひとも、それを見据えた試算をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、通告では10番目の質問になるのですが、十勝管内のほうではということでも通告しておりました。ただ、よくよく調べましたら私の通告誤りでありました。ましてや消化液が地下水に影響を与えているという事実も確認できておりませんので、取り下げたいと思いますが、通告に基づき、ある程度の情報等を収集されており、答弁できるものがあれば答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** 現在、私どもで押さえていることについてご答弁をさせていただきます。

消化液の散布で1ヘクタール当たりの限界と言われているのは50トンから60トンという研究結果が出ています。バイオガスプラント参加酪農家の方の散布面積は3618ヘクタールですので、構想での二つのバイオガスプラントの消化液の生産量は12万585トンで試算しており、散布面積で割り返しますと約33.3トン程度の散布と考えられ、消化液による過剰散布は起こりづらいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この事業は、現在の試算ではありますけれども、総額50億円を超える規模の大型事業だと認識しております。さらに、50億円を投資してでもするべきものであると思いますし、新たな可能性を秘めた事業でもあると思っております。

先ほど副町長からも答弁がありましたとおり、失敗のできない事業です。現在答えられることは限られているという答弁をいただきましたけれども、大切なのはそこなのですよ。

今、住民環境課長に担当課として答弁をいただいておりますけれども、これは、担当課だけではなく、農林課、あるいは、企画財政課を含めて、庁舎内でもしっかりと共通認識を持った中で進めるべき事業であると思います。

さらに、今後立ち上がる産学官連携での推進協議会が中心になるのだろうと思っております。ですから、先ほど副町長からいただいたような答弁では少々心もとありません。まさにこれから進めていくという中で最も大事なものは行政としての本気度、まちとしての熱意です。これが推進協議会の中で共有されなければ、この事業は失敗しますよ。

そこで、この事業に対する理事者の現在持っている思い等を伺い、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今、バイオガスの関係で、バイオマスの指定を受けた釧路管内が標茶、鶴居、根室では別海です。ここはずっと前から受けているのです。また、バイオガスについては十勝のほうで頑張っているんです。

実は、浜中町も、20年前、新エネルギービジョンという計画で調査しました。そのときの町長が石本さんで、重役は長谷川さんでしたが、農林課長が私だったのです。つまり、20年前、私が調査したということです。

ただ、そのときはかんがい排水事業が終わったのです。あれは好気性発酵の施設なのです。今回は嫌気性発酵の事業でして、全然違うのです。酸素を入れるか蓋をするか、それだけの事業の違いなのですが、そのときから勉強を始めたのです。でも、できなかったというのはそこまでたどり着けなかったからです。

しかし、今、少しずつですけれども、成功している事例が出てきました。だんだんと技術も上がってきています。これはヨーロッパでよくやられている事業でして、これから発展していくのではないかと思います。

そして、浜中町というのは食料生産基地であり、牛乳を生産できるまち、食料生産のまちです。もう一つ、ふん尿から出ているものでエネルギーを生産していくという二つ目の道があります。そういうことで、調査を含め、つながってきた事業だと思っています。

この事業は将来的には間違いなく必要なものとなると思っています。酪農を続ける上でも必要だと思っていますし、将来の希望が持てると言ったらおかしいですけども、脱炭素を含め、やらないといけないものだとも思っているところです。ただ、試行錯誤はまだ続くと思っています。

今やっと成功事例が出てきて、これからです。確かに大きな金がかかりますが、農家に関しては反対だということではなく、考えたい、やってみたいということなのです。

現実、農協が研修牧場も育成牧場も単体でやろうとしていますよね。20年前に勉強したときには農協もちゃんと入っていたのです。そこが自分たちでやっていますし、農協のリースでも1戸出てきましたし、個人でもやり出したという状況です。

ただ、半導体など、いろいろなものがなく、遅れているものもありますけれども、個人でも団体でも、盛んに進んできたことは事実です。あとは行政でといいますか、大きな組合みたいところでやるというのも一つの方向かなと思っていますし、町長としては、将来、あっていい事業ではないかというふうに思っています。それに、これをやらなかったら、今、環境問題も言われておりますから、酪農は続けられないのではないかなとも思っています。

また、かんがい排水事業でつくった大きなため池がありますよね。あれが生きるのです。あそこに消化液を入れることができるということも一つの利点だと思っています。

なお、これは国営事業のものでありますし、発酵方法も違います。ただ、もう20年がたちますから、いいものかなと思っています。これはこれとして、私としては、将来、食料生産、エネルギー生産を含めたまちへとつながっていくのではないかと考えております。

これについては失敗しているところもありますけれども、失敗することがないよう、しっかりと調査し、検討して進めていきたいと思えます。それがいつになるかは分かりませんが、相談する時期があるのではないかと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 以上で田甫哲朗君の一般質問は終了いたしました。

次に、1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は、大きく3項目であります。

最初の質問事項は、津波避難対策緊急事業計画の内容はについてであります。

1点目の質問ですが、津波避難対策緊急事業計画は国との協議を経ていると思えます。

12月定例会で答弁された5か年の施設整備の内容とスケジュールで着手できるのか、伺いたいと思えます。

なお、計画の変更があれば説明をいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。

千島特措法に基づきます津波避難対策特別強化地域に係る津波避難対策緊急事業計画は、現在、国との正式協議中として、内閣総理大臣の同意が3月31日の予定となっております。

計画期間は、国の交付金事業を対象とし、令和5年度から9年度までの5か年で変わりはありません。

内容につきましては、昨年12月の定例会答弁での丸山散布地区津波避難施設、これは人工高台整備でありますけれども、こちらを令和5年度の1年間から令和6年度までの2か年で整備するというので、2か年に延長しております。

また、新川東地区の霧多布高校避難場所改修を令和5年度、琵琶瀬・仲の浜・新川西・暮帰別地区の避難施設、これは避難タワーですが、これについては令和5年度から9年度までの整備ということで、これについても変更はございません。

次に、事業着手についてでありますけれども、令和5年度事業は、緊急事業計画の具体的な補助メニューであります防災・安全交付金の都市防災事業によりまして、丸山散布地区の整備と霧多布高校の避難場所の改修を行います。また、琵琶瀬・仲の浜・新川西・暮帰別地区の避難施設に係る測量、地質調査、基本設計を予定しております。

その後のスケジュールについてですが、現時点では計画どおり進めたいと考えております。ただ、今後、調査等を行い、整備上の課題、あるいは、財政的な課題などについて、計画期間である令和9年度までの期間で判断し、事業を進めていきたいと考えてございます。

なお、計画を変更する場合、国との協議、そして、同意が必要となりますので、これら所定の手続を経ることとなります。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 詳しくご説明をいただきまして、ありがとうございます。

国との協議がまだ調べておらず、31日までかかるということでしたが、それで概要が見えてくるということですね。また、変更については、今のところ、散布地区の人工高台で、あとは計画どおり進めたいという話でした。

ただ、2月25日に大きな震度4の地震が来まして、3月7日にも地震が来まして。最初はすごい大きな揺れで、ゴーッという音とともに、テレビを見たら、震源地が間違いなく浜中沖なのです。それで間違いなく津波が来るという確信の下、避難準備をしていました。でも、テレビのテロップに津波なしと出て、安堵したわけですがけれども、本当にいつ来るかは分からないという状態なので、早急に整備が必要だと強く思ったところであります。

この前の総経委員会では視察先の説明を受けました。そのときに委員会から出たものとしては津波タワーの高さです。今は10メートルで計算しているけれども、8メートルぐらいで、1メートルぐらいかさ上げすべきではないのか、余裕を持つべきだという話も出



ました。

避難所の場所など、ほかにもあって、それは記録されていると思いますが、そういうことも含め、さらに検討していただきたいと思います。変更の場合は国との協議が必要だということは聞きましたが、そういうことを想定されているとすれば、早めに国との再協議をしていただきたいと思います。それについてにお答えをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。

避難タワーの高さについてです。

計画では10メートル程度としておりますが、その上の屋上も避難場所となります。そこで13メートルから14メートルぐらいの高さを確保できますので、それらも含めて検討したいと思います。いずれにしても、基本設計の段階で中身を詰めていきます。

また、国との協議、合意についてです。

時期が決まっております、毎年、9月と3月です。全国各地から変更が来るということで、国としては9月と3月に集中的に合意をするということですので、変更がある場合はその時期に対応したいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** もう一点、前にも聞きましたけれども、避難タワーの関係についてです。

計画では令和5年度にボーリングをやることになっていますよね。4か所でやるのでしようけれども、その結果が出るわけです。一番危ない地域からやるということですが、変更はすぐできると思うのですよね。ですから、もう一度、十分に協議していただきたいと思います。

一番危ないのは湿原のど真ん中の地域なのです。私は、10年来、ずっと言ってきましたが、再度検討していただきたいことだけお願いしておきます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

2点目の質問であります、一般質問の検討事項などへの対応はということですが。

この質問の要旨は、今期4年間、議会活動をやって、一般質問もしてきましたが、その中で、検討する、考えてみる、対応したいということも含め、再度振り返りの意味から質問いたします。すぐに答えられるものばかりだと思いますので、簡潔にご答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

まず、令和2年3月定例会では、町政執行方針に関し、三つの重点政策があったわけですが、その中で産業振興に関わっての具体策について、それぞれ担当課長から述べてもらいましたが、こういう視点もあるのではないのかという提言をしております。

①として、人口減少対策の視点で、後継者が意欲を持って取り組める漁業の確立を図るため、養殖ウニに関し、国の地理的表示（GI）保護制度への登録というものです。ほかの地域との差別化を図り、浜中町のウニの販売力や知名度を高めるための施策の一つだと

思っていますが、これはどうなったのでしょうか。

②として、新たな雇用の場づくりの視点で、ふるさと納税返礼品の取扱い企業や事業所への機器の整備などに関し、町独自の補助制度の拡充によってふるさと納税寄附者を増やし、その財源をもって新たな雇用の場づくりや特産品の開発するほか、子育てや企業への支援、漁業振興にも活用できるように発想を展開すべきだという提言をしましたが、これはどうなっているのでしょうか。

③として、後継者づくりの視点で、婚活支援を進める体制づくりというものです。過去、株式会社ビオラマリッジ浜中支店というところが婚活の事務所を構えていたようすけれども、その後はどうなったのでしょうか。

これらの提案にどのように対応されてきたのかを伺っておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** ご質問にお答えいたします。

地理的表示保護制度の経過につきましては、令和3年3月8日に申請書を提出し、令和3年3月29日に申請の事実の公示がされております。

令和3年度は、令和3年10月12日から13日にかけて、農林水産省の地理的表示審査官による現地調査を実施予定でありましたが、赤潮の発生により現地を確認できないことから中止となりました。ただ、約1年後の令和4年10月27日から28日にかけて、現地調査が実施されました。そして、令和4年11月11日に、農林水産省による地理的表示保護制度の見直しが施行され、様式の変更による修正や現地調査を実施したことによる修正などを行っております。令和5年1月31日に補正書を提出し、現在は農林水産省内部での審査が行われております。審査が終了次第、申請書の公示が行われる予定となっております。3か月間の公示後、学識経験者から意見聴取するとなっております。

現在、地理的表示保護制度において浜中養殖ウニを担当されております農林水産省輸出・国際局地理的財産課地理的表示推進室地理的表示審査官から示されておりますスケジュールでは、このままでいきますと登録は令和5年8月から10月頃になると伺っております。登録後は農林水産省が認定するブランドとして浜中町と浜中養殖ウニを全国にPRできればと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（久野義仁君）** それでは、2番目のご質問にご答弁申し上げます。

令和2年3月定例会において、議員から、ふるさと納税返礼品の取扱い企業や事業所などへの町独自支援策についてご提案をいただいております。その際、各企業や事業所に対しては、企業などからの提案を待っているのではなく、行政側からも様々な提案を積極的に行っていきたいと答弁を申し上げていたところであります。

現在、ふるさと納税返礼品事業者の多くは、返礼品製造に係る機器の入替え、機能の性能向上を図るための更新などにつきましては浜中町地域経済活性化促進奨励補助規則を活

用していただいております。

本規則は、農林水産物などの1次産品に付加価値を加え、さらには、新しい産業の創出による雇用の拡大や地域経済の活性化を推進することを目的としておりますが、今後においても本規則を積極的に活用していただきたいと思いますし、必要であれば制度の拡充なども視野に入れながら、さらなる寄附額の増加に向けた取組を強化していきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 婚活支援に関することにつきましては、前回、私が答弁しておりますので、私からお答えいたしたいと思っております。

ビオラマリッジの登録の現状についてですが、前回お話しした登録者1名のままと伺っております。そこで、両漁協の指導部を通じ、漁業者に説明を行い、パンフレットの配布を行いました。追加での登録はありませんでした。

また、令和3年7月1日に開催いたしました浜中町水産振興協議会総会において、漁業協同組合や漁協者の方と婚活について議論させていただいております。その中では、結婚は本人の意思がなければうまくいかないのでは、再度、婚活パーティーを実施するか、しばらく様子を見ていくしかないという結論に至りました。

以降は、新型コロナの状況により対面で事業を実施していくことが難しい状況が続き、現在に至っている状況であります。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 最初の地理的表示（GI）保護制度は、るる説明があったように、令和6年8月頃に浜中養殖ウニとして認証され、全国にPRできるということがポイントだと思います。

そこまでこぎつけたというだけでもよいと思っておりますし、こういう資格を取ることが誇りになりますので、ウニ事業者については一生懸命頑張るかと思っております。そして、ウニをやることによって出稼ぎがなくなったというのが一番で、それで所得が上がればお嫁さんも来てくれるといたしますか、連動することと思っております。前向きに捉えたいと思っておりますし、正直、よかったなと思っております。ありがとうございました。

それから、ふるさと納税の関係についてです。

浜中町では10億円を超えたということですし、まだ伸び代があるとも前に聞いておりました。各種補助制度を使って今までやってきたわけですし、単独でウニの加工場をつくったときもその制度を使って補助をしているということでしたが、すごく喜ばれておりました。

そういう事業者が出てきた場合、今後とも引き続き補助していく、そして、必要があれば補助の制度の拡充も考えたいということですから、引き続きお願いしたいと思います。

それから、婚活事業についてです。

今、登録者が1人ということでした。浜中町に事業所を構えていたようだけれども、

その事業所がなくなったというような話も聞きます。そのため、本格的に両漁協との本格的な協議が必要でしょうし、当面は農協のような感じで進まざるを得ないのかなと思っていますので、再度協議をしていただければと思います。

内容については全て分かりましたので、再質問は結構です。

それでは、次に移らせていただきます。

令和2年9月定例会では湯沸地区への町営バス運行の拡充について質問をしておりました。このことについては、浜中町役場ができて、役場前にバス停ができるので、これと併せてやってくれ、下海岸と上海岸に停留所をとという地域からの要望がありましたので、代弁させていただきましたが、その際は、活性化協議会で検討し、変更内容等を決めて、国交省へ変更認定手続を取りたいということでした。

その後の対応についてお知らせをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** お答えをいたします。

町営バスにつきましては、令和2年10月の稼働以降、デマンド運行も含め、学生や高齢者の方々など、町民の皆様をはじめ、観光客の皆様にも広くご活用をいただいております。

議員がおっしゃる湯沸地区における町営バス運行の拡充につきましては、質問以降、町の地域公共交通活性化協議会や専門部会の中でも各委員の皆様から様々な意見をいただきながら協議してまいりました。しかし、町としましては、現状のバス車両の台数、それから、現行からのダイヤの調整等を考えますと、湯沸地区までという運行計画の変更は非常に厳しい状況だと考えております。

しかしながら、今後、ますます高齢化が進みますので、湯沸地区に限らず、他の地域でも移動手段に困る高齢者が増えるという状況は町にとっても非常に大きな課題であると思っています。また、高齢者の移動手段の確保につきましては、高齢福祉の観点からも今後ますます対応が求められることから、町として今考えておりますのは、現在、70歳以上は1人5000円としております敬老バス等の利用助成の拡充であります。具体的に申し上げますと、助成額を倍増し、1万円とすることによって今困っている高齢者の移動手段の確保につながると考えております。

いずれにしましても、担当しております健康福祉課、それから、企画財政課ともしっかりと協議したいと思っておりますし、当初予算に盛り込んでおりませんが、スピード感を持って取り組んでまいりますので、ご理解願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** ただいま副町長から今までの協議会で協議した経過の話がされました。バスの台数が整わないこともそうですし、運行路線を変更するというのは接続の関係もあって無理だということでした。私としてはデマンドバスの運行でもいいかなと思っていたのですが、台数の関係が出てくるから無理なのだということかと思っています。

なお、今、新年度予算にはまだ計上されていないけれども、財政や福祉のほうとも協議し、敬老バスの5000円分の利用助成の倍増を図りたいということでありました。

今、我々も含め、昭和二十四、五年生まれの世代が高齢者になっていく、団塊の世代が多くなってくるので、免許証を持っていても返納するという人が増えてきています。そんなことから言って、1万円という話ですけれども、例えば、湯沸地区からここまで来るのに1000円くらいなので、月1回にしても足りないのです。それでもないよりはいいと思いますので、ぜひ一度実施してもらって、さらにという声があったらその時点でまた検討してもらおうということをお願いしたいと思っておりますが、それについて何かあればお答えをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 再質問にお答えします。

今、議員が言われたとおり、まずは倍増し、1万円とさせてもらいたいと思っております。当然ながら、一年を通して1万円という額では月1回の通院ですと足りないと思います。また、湯沸に限らず、ほかの地区にも高齢者が多いということがあります。

夏場の間は恐らく徒歩でバス停まで来られていると思うのですけれども、半年分ということで考えていただきまして、さらなる要求があるとするれば、そのときの判断でいきたいと思っておりますので、ご理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 今、副町長からお答えをいただきましたが、そのとおりやっていたらと思えます。

次の質問に移ります。

令和3年12月定例会での質問でありますけれども、景観条例、景観計画の策定についてであります。

令和元年12月定例会でも質問しておりますが、このときは、令和2年度に検討委員会策定審議会で町民の意見を聞き、令和3年度に道と協議し、令和4年度から施行したいとの回答がありました。

その後、国勢調査といった大きな行事が入り、担当課としては策定が遅れるということでありました。また、再生可能エネルギーの発電施設の設置に関する条例を制定したので、それで規制にはならないけれども、景観条例についてはもうちょっと待ってほしいとありました。景観条例なり景観計画ができれば無秩序な開発行為が行えないということがあったのですが、そういう事情がありました。

そこで再度の質問です。

令和3年12月定例会では、令和4年から5年度に策定し、条例施行は令和6年4月としたいと先延ばしになっております。この間、令和3年度には国定公園に昇格されています。また、今月の3月2日には、町の霧多布湿原センターを指定管理している霧多布湿原ナショナルトラストがフジサンケイグループの地球環境大賞も受賞しています。このよう

に全国に名高い賞をもらっているというのは、やっぱり、環境を守る活動を一生懸命やってきたからということだと思います。そんなことも含め、本町の貴重な自然環境を保全するためにも景観条例、景観計画は必要であります。

新年度予算でも委託料を計上しておりますから確実にやってもらえると思っておりますが、先延ばしはないか、確約できるか、伺っておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（山平歳樹君）** ご質問にお答えします。

まず、今年度の動きについて経過を説明させていただきます。

8月2日に第1回目の浜中町景観計画策定委員会を開催しております。2回目は11月18日午後から予定しておりましたが、コロナ等の理由により委員の出席が過半数に満たず開催できませんでした。午前中に策定委員でもある北海道大学工学部非常勤講師の松田先生により景観に関する勉強会を開催しております。

1月27日には第2回の策定委員会を開催しました。令和5年度は3回の策定委員会を予定しておりますし、町民を対象とした景観についての意見交換も開催したいと考えております。

先延ばししないと確約できるかとの議員のご質問ですが、令和5年度中の景観計画の策定、令和6年4月1日を施行日とする景観条例の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 間違いなくできるということの確約をいただいた上で別の角度から話をさせていただきます。

ここ二、三日前から釧路湿原を中心とした湿原周辺の町村が太陽光発電の設置規制を進める条例をつくるというような動きが盛んになってきました。釧路町、標茶町、鶴居村で先行してやっているのですが、新聞記事を読みますと、釧路町については、太陽光発電を建設する規制区域の設定作業として、建設を禁止する保全エリア、建設を制限する調整エリア、太陽光発電の活用を進める促進エリアに分類するとのこと。そして、町内の大部分が保全調整エリアに該当する見込みということですから、活用する促進エリアは本当に少ないということです。このぐらいやれば無差別に開発行為がされなくなるのかなと思っております。

関連質問で申し訳ないのですが、本町の再生可能エネルギーの発電施設の設置に関する条例についてです。

当初は規制をする条例をつくってくれということでしたのですが、第8条で規制しているから抑止力になるということですね。確かに抑止力になると思い、私も議案に賛成をさせていただきましたけれども、経産省に届出がされているものについてはその限りにあらずとありますから、絵に描いた餅みたいな条例になってしまったと思っております。

ですから、この条例を一旦廃止し、釧路町、鶴居村、標茶町で考えているような、そし

て、今、鉏路市もやると考えているようですので、足並みをそろえ、同じような規制条例を新たにつくるということを考えてもいいのではないかなと思うのですが、そういう考え方を持てるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** ただいまの関連質問にお答えをしたいと思います。

タイミングよくといましようか、この議会に合わせて新聞報道等が盛んに行われておりますが、管内町村では制限エリアを設けるようなガイドラインや条例が施行されているところであります。

本町にとっても、豊かな自然環境、特に霧多布湿原を守るということについては農水産物のクオリティーを守る上でも必要なことでもあります。そんなことから、ガイドライン、それから、条例制定までいくかどうかは分かりませんが、そんなことも検討したいと思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 副町長からお話がありました。

私が言いたいのは無理くりそうしろということではなく、今、せつかく景観条例、景観計画をつくり、令和6年4月から施行したいと言っているのです、それまでの間、令和4年度も委託をかけて委託料を支払っているわけですから、その中にそういうものが盛り込まれればいいということなのです。

規制エリアというのは今の条例では町長が定めることになっているのです。それを規則で示すと言うけれども、規則で示したものは法整備がかかっているものばかりですよね。そういうことから景観計画で定めればそれでもいいということで、併せて検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次の質問ですが、令和4年9月定例会では、一つ目として、職員の副業を認める制度の創設について質問しており、服務規程に副業をできる基準とする制度設計とし、本年4月の創設に取り組むとのことでした。その対応についてお答えをいただきたいと思っております。

2項目めとして、特定空き家の判定を受けた物件の解体助成上限50万円の増額を提案したところ、解体費は5割増しの状況にあるので、スピード感を持って対応したいとの答弁がありました。新年度予算を見れば分かるのですが、改めてお答えをいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** まず、1点目の職員の副業の関係についてお答えいたします。

議員のご質問のとおり、昨年9月の定例会において副業の関係については施行に向けて制度を創設していきたいとご答弁申し上げております。このとおり、現在、規則等を整備いたしまして、本年4月1日から運用、施行する運びとなっております。

国の兼業の取扱いと同様、本来職員が担うべき公共的住民サービスに影響しないという公務員としての大前提の範囲内をもって運用されることとなりますので、兼業が可能な日

あるいは時間につきましては、土日、祝日、休日となります。なお、時間については通常の勤務時間以外の時間内、1か月で換算すると30時間を超えない範囲、週でいくと8時間以内、平日については3時間以内の範囲内で認められるということになっております。

許可の基準といたしましては、本来職務の遂行に支障を及ぼさないこと、兼業により不当な結果を生じさせないこと、全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められるものが条件となってまいります。

また、兼業が認められるものとしては、大きく三つの項目がありまして、一つ目は、教育、芸術、文化、スポーツ等の発展、活性化に寄与する活動であること、二つ目は、地域の発展、安心、安全の確保に貢献する活動であること、三つ目は、一つ目と二つ目に準ずるものとして町長が特に認めた活動であることと分類されております。

この三つ目の活動に関する副業については当初から懸案であったところがございますけれども、漁業に関する作業の従事についてというのがあります。しかし、本町の基幹産業、1次産業の労働力不足を解消するという大きな目的がございますので、公共性が極めて高い地域貢献事業に含まれるものであると考えておりますので、兼業を認めるものと考えております。

こういったことで職員の兼業についてはこの新たな規則をもって運用していきたいと思っておりますし、前段申し上げたとおり、本年4月1日から施行させていただきまして、本町の経済の一助となることを期待しているものでございます。

このことについては町広報紙4月号に掲載し、町民の皆さんにお知らせしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** 空き家の関係についてお答えいたします。

不良空家等除却補助制度につきましては、令和元年度から補助率2分の1以内、上限50万円で実施されております。

昨今の除却費用の高騰も踏まえまして、昨年12月に空家等対策協議会を開催し、補助制度の見直しが議論されております。見直し案につきましては、補助上限額100万円、補助率80%以内、補助対象要件を町の独自基準から住宅地区改良法に基づく判定とさせていただきますことです承されております。

これを受け、新年度予算の計上、そして、補助要綱や関連する組織などの改正準備を進めておりまして、最終的には今月下旬に開催する予定であります空家等対策協議会で最終確認を取り、新年度から実施したいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 2点とも了解いたしました。

次に、令和4年6月定例会で質問したハマナスロードの植栽整備についてです。

ハマナスロードに観光客が来たら一番見えるところが防草シートで覆われていたのです。今も留めているやつのピンが上がっている状況ですので、飛ばないうちに手を加えたほう



がいかんと思っております。

潮風に強いとされるサルビアを試験的に植えてもらったのですが、枯れてしまったということですね。それで今年度の植栽は野草のほうがいいのではないかという話もしていたのですが、結果はどうなったのか、お知らせをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ハマナスロードの植栽のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、建設課では、本年度、試験的に赤いサルビアとブルーサルビアの2種類を植えてございます。6月下旬に約200株を植えましたけれども、1か月程度で枯れたもの、それから、花が落ちて枯れたと思った後に株を増やして再び花をつけたものがあります。咲き具合はその株ごとに様々という状況でございましたけれども、全体的には元気に咲くことはできず、ハマナスロードの厳しい環境になじめなかったものということで建設課としては想像をしているところでございます。

令和5年度の計画ですが、議員が推薦されるエゾカンゾウを植えてみようと考えておりますけれども、ベゴニアという花も試してみたいと考えております。

ベゴニアにつきましては、園芸店から勧められた品種でして、背丈は低く、赤や白、ピンクの小さな花をたくさん咲かせるものです。また、乾燥に強く、長い期間、花を楽しめるということで、その園芸店におきましては植栽を依頼された場所が海に比較的近い場所である場合にはベゴニアを選んでいるという話を聞いております。

ハマナスロードの環境になじむことができれば秋まで花を楽しむことができるのではないかと期待をしまして、令和5年度にはこれにチャレンジしてみたいと考えているところでございます。

そして、冒頭の防草シートのピンが途中で上がっているということにつきましては、情報をいただきまして、ありがとうございます。早速ですけれども、明日にでもパトロールし、ピンの上になっているものを確認し、押さえるような措置を取りたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** そのように対応していただければありがたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

3点目として酪農経営者に対する町の独自政策はについて伺います。

2月28日に町青年団体と議員の意見交換会がありまして、農協青年部役員から現状認識等について聞く機会を得ました。その中で、牛乳飼料価格の高騰や生乳の生産抑制、子牛価格の値下がり、加えて電気代も高く、乳価が10円上がる程度では収入の低さを補えない、経営は厳しくなるばかりだという声が上がりました。

昨日の予算審議でも町長からあったように思いますけれども、本町酪農の現状はどうなっているのでしょうか。組勘契約はもう終わっているから、今年度、大量に離農者が出るということはないだろうというふうに思っていますが、現状等についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） まず、本町の酪農状況です。

現在の酪農情勢は、ロシアのウクライナ侵攻を背景に、乳牛の餌となる配合飼料などの価格が高騰し、生産コストが上昇する一方、生乳の供給過多抑制に向けた減産で経営体制が奪われ、酪農経営の厳しさは増しております。

また、生産基盤強化等の効果により生乳生産量が着実に増加している一方、新型コロナウイルスの影響によって乳製品需要が引き続き減少し、需給ギャップが生じている状況が今もなお続いております。

さらに、酪農家にとって副産物収入でもある子牛の価格下落で酪農経営は厳しい状況ですが、これは、本町に限らず、全国の酪農家が同じような局面に立たされております。

○議長（波岡玄智君） 1番川村義春君。

○1番（川村義春君） 本町独自の支援策は考えられないのかどうか、答弁漏れがあったと思います。お答えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） その件については質問がありませんでしたので、再度お願いします。

○1番（川村義春君） 改めて質問します。

独自の支援策があつての大きな項目でありますから、そういったことも含めてお答えいただけるのかなと思っていました。よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 町独自の支援策でございます。

昨年11月の臨時会で議決をいただいた国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業ですが、要は、海外に依存している購入粗飼料を減らし、将来的には国産の粗飼料に転換することを目的に、その対策を講じた酪農家に対し、26月齢以上の経産牛1頭当たり7200円を補助するという国の施策でしたが、この金額につきましては、都府県は1頭当たり1万円、北海道は、先ほど申し上げたどおり、7200円と2800円の開きがありました。

理由は、都府県は、北海道と違い、農地面積が限られ、高騰する購入粗飼料の依存度が非常に高いということがあります。

町としては、この差額分2800円を、生産者団体と協議の上、それぞれ折半し、金額にして1頭当たり1400円ずつを補助することとしました。現在、実績報告も上がってきており、金額が確定し、頭数にして1万2786頭、金額では1790万400円を補助しております、これは年内に支給済みでございます。

○議長（波岡玄智君） 1番川村義春君。

○1番（川村義春君） 2月8日に青年団体との意見交換会をやったときにも先ほど農林課長からお話があつたような穀物飼料の高騰云々ということが出ていました。

また、目指すべき姿、課題について聞いたのです。そうすると、チーズ加工など、自家製でつくることも検討すべきではないか、それから、経営に合った営農へ見直すべきだ、

穀物飼料に頼らない経営として放牧を活用してはという声がありました。そこで、その課題を達成するため、どういう施策があったらいいのかを聞きました。

そうしますと、牛乳の消費拡大をお願いしたい、給食、小中高などへの活用、地域が一体となって酪農経営を進める、それから、面白かったのは農家から議員を出すことも重要だよという声です。さらには、自ら販売できるアンテナショップを検討してはという話もありました。それから、堆肥の活用ということで、先ほど来話があったバイオガスプラント、それから、下水道汚泥などを処理することで酪農環境をよくするということも必要ではないのかという声が出ていました。

こうしたものを参考にしながら酪農家の支援策を検討していただきたいと思いますが、青年部の人がこう思っているわけですから、それに対する感想でもいいし、施策として取り上げられるものがあればお答えをいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** ただいま青年団体と懇談会の中で様々な意見が出されたというお話がありました。当然、酪農家は身の丈に合った経営といえますか、今はクラスター事業で規模拡大ということもあります、家族経営がやっぱり主流かなと考えております。様々な酪農形態がある中での一つの選択として皆様がそれを選ばれているということがあると思っております。

次に、放牧スタイルについてです。

そんなに件数は多くないですけれども、実際、放牧スタイルの農家も出てきております。放牧することによってのプラス面はありますし、逆にマイナス面もございますけれども、それは酪農家さんが選択した上でそういうスタイルの営農をしているということかと思えます。

牛乳消費拡大につきましては、当然ですけれども、今までどおりいろいろところで発信しておりますし、町独自の施策もあります。以前は牛乳券をやりましたけれども、できる範囲で消費拡大については取り組もうと思っております。

次に、堆肥の活用についてです。

今、バイオマス発電ということをおっしゃっております。どれだけの農家の方が手を挙げるは不明ですが、環境に優しい農家、農業ということでブランド化すると思っておりますので、そういった面からこちらとしても推奨したいと考えております。

いずれにしても、酪農業というのは、地域のためだけではなく、国民の食料供給基地として重要な役割を果たしており、言わば国策で支援する必要があるものと考えております。現在、酪農業が非常に厳しい状況に置かれているのは間違いございませんが、先人たちが幾度もこういった困難な状況を乗り越えたからこそ、今の浜中町の酪農業があると言っても過言ではございません。その際も、国、北海道、そして生産者団体とともに町も支援してまいりました。

今後も、酪農業の生活基盤の維持存続のため、その時々々の情勢を注視しながら、国、北

海道への要望はもちろん、町としても必要な施策を講じていきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村義春君。

**○1番（川村義春君）** 課長が答えることは町長が答えることと一緒に町長は言っていますけれども、今までの振り返りも含め、私の質問について町長から総括的な答弁をいただいて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 町長、屋上屋を重ねる答弁は要りませんが、お願いします。  
町長。

**○町長（松本博君）** 青年団体と議会の皆さんでお話しされたということは大変よかったと思っていますし、情報がしっかり入ったのだろうと思います。

今、国が支援し、また、先ほど町と農協でやったものも金額的には1400円かそのぐらいの分なのです。ただ、それでも1700万円ぐらい行ってしまうのです。そういう状況だと思っています。

今、農協独自の支援ということで情報等が入ってきているのは、国産飼料利用拡大緊急酪農対策事業として1頭当たり1400円を支援するというものですが、それと合わせると1700万円になってしまいます。

それから、配合飼料についてです。販売手数料2.3%であったものが7月から12月分の手数料を1%落とすという扱いになります。

二つ目ですが、酪農対策として乳量が少ないなどの低能力牛と言われているものを早期に淘汰するという国は1頭当たり15万円出すという施策に対し、生産者団体、農協としても1頭当たりプラス3万円を出そうとなっておりますが、そうすると1100万円という金額になります。このように多額な支援をしなかったらできない状況なのです。これは浜中農協に力があってこそそのものだと思っています。

合同での打合せも農協独自でやっていますけれども、これからも、酪農を守るためには、農協と連携を密にし、できることや手伝えることを含め、将来的にはバイオマスなどもありますけれども、それは先の話です。確かに今までにも厳しい状況があったというふうに聞いていますけれども、それを見ても今が一番きついと思っています。いろいろな厳しい局面はありましたけれども、こんなに厳しい局面はなかったと思います。

昨日の一般質問ではありませんでしたけれども、今、農業者がどう困っているのか。今、町村会も動きました。それが道に行って、国がどうするかは分かりませんが、浜中町もそういう運動に加わり、しっかりとやっていきたいと思っていますし、これから農協とも相談しながらやっていきたいと思っています。

今できるかということとは言えませんが、今、農協はしっかりやっていて、町もできたら応援したいと思っているということです。

**○議長（波岡玄智君）** 以上で川村義春君の一般質問は終了いたしました。

次に、10番渡部貴士君。

**○10番（渡部貴士君）** 通告書に沿って質問させていただきます。

まず、財政状況の見通しはということで質問いたします。

感染症や不安定な国際情勢など、様々な影響により世界的に景気低迷が続く中、来年度の一般会計予算は前年度比較で16.1%増の92億6300万円で予算編成されていて、公共施設の改修や津波避難施設整備に重点が置かれております。

町政執行方針を基に予算書を検証させていただきますと、具体的な政策とその内容、予算のひもづけがなかなか見つけられず、過去の執行方針では引き続き厳しい財政状況と表現されていたものが、今回は非常に厳しい財政状況と文言が変わって、町財政の深刻度がより増したように感じられました。

自主財源になるふるさと納税制度の寄附額増加とそれに関係する事業だけが明るい判断材料のように見えますが、町財政における四つの財政指標であります健全化判断比率などをお示しいただき、町財政の現状と今後の推計、また、それに対しての施策があればお伺いさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画調整課長（佐々木武志君）** ご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、この後、令和5年度予算をご提案させていただきますけれども、一般会計の予算規模につきましては、公共施設の長寿命化、あるいは、防災対策事業、ふるさと納税関連経費の増加によりまして約12億8000万円、16.1%の増となっているところでございます。

今回の歳出予算に対する歳入についてでありますけれども、歳入の約4割は交付税を最大限見込んでおります。建設事業につきましては可能な限り地方債を当てまして、町の振興施策などはふるさと納税基金繰入金を活用して編成作業を行っております。

しかしながら、本庁舎をはじめとした公共施設の維持管理費や人件費、それから、社会保障費の増加といった背景で財源不足を解消することはできませんでした。そのために、補填財源としましては財政調整基金や公共施設整備基金からの繰入れをせざるを得ず、こういったことから非常に厳しい予算編成になったところでございます。

今後の推計というお話でございます。

健全化判断比率として四つの指標があるわけでございますけれども、本日は実質公債費比率と将来負担比率に関する説明をさせていただきたいと思っております。

令和3年度の実質公債費比率については10.8%、そして、令和3年度の決算における将来負担比率については74.1%でございます。また、総合計画の最終年度である令和11年度の推計でございますけれども、実質公債費比率については15.1%まで上昇し、将来負担比率については156.1%という推計でいるところでございます。

いずれにいたしましても、今後の推移では、財政運営上制約を受ける、例えば、財政健全化団体や財政再生団体となる水準にまでは当然達しない見込みであると考えているところであります。

しかし、先ほども申しましたように、約4割を交付税に依存しておりますし、決められ

た枠の中で財政運営を行っているという性質上、財源補填の目的で基金の繰入れを続けていけば財政圧迫となってきます。また、今後、人口減に伴って交付税が減少するということがも視野に入れなければならない、それを踏まえての行政サービスを展開していくことになります。

そこで、公共施設の改修などについては有利な地方債の活用を考え、将来的には、償還額や光熱水費などの維持経費もきちんと積算し、どのくらいの財政負担が生じるかを総合的に判断しながら事業を進めるとともに、各種補助や人件費についても検証、見直しを検討し、今後想定される財源不足に備え、身の丈に合った財政運営を心がけてまいりたいと考えているところです。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部貴士君。

**○10番（渡部貴士君）** 大変詳しくご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

僕もこの立場になってから町の財政を勉強するようになりましたし、いつかの委員会のときでしょうか、財政用語解説をいただき、初めて目にする言葉を見て、語句が難しいということだけではなく、町の財政など、自分自身の業務について不安に思ったということがあります。ただ、執行方針での文言がより悪く進んでいくのかなという危機感を持ったので、このような予算の質問をさせていただきました。

町の財政については私たち町民も真剣に向き合わなければならないものだとも思っています。友人たちと話をするとき、ここは税金で何とかならないのだろうかという話がされることがあります。また、ある制度を有効に使うべきだと思うのですが、町の財政を見たとき、税金だから申請する、ただだから頼んでみるという考え方は控えなければならないというか、考え直さなければならないのかなとも思いました。

今の課長の答弁ですと約4割が交付税ということでしたが、自治体として稼ぐというものにはどのようなことがあるのか、教えていただけますでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画調整課長（佐々木武志君）** ただいまのご質問にお答えをいたします。

一番分かりやすいもので言いますとふるさと納税があるかと思えます。ただ、一つ補足させていただくと、ふるさと納税の寄附額が多くなったとき、それをどこに使うかが各市町村においては一番の課題であると思っております、そう捉えていただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部貴士君。

**○10番（渡部貴士君）** 地域の財源に関わって、稼ぐということではふるさと納税が有効だということで理解いたしました。

それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

避難地域住民との協議開催の予定はということについてです。

2月のトルコ・シリア大地震、マグニチュード7.8の報道や2月25日冬期夜間に発生した釧路沖地震、マグニチュード6.0の後、津波避難地域の住民の防災意識に多少の変化が見受けられるように感じます。

現時点では4か所の避難施設の基本設計が予算提案されていますが、今後の避難困難地域住民との協議の予定がありましたらお示してください。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。

新年度予算につきましては、津波避難対策緊急事業計画に基づきまして、琵琶瀬・仲の浜・新川西・暮帰別地区の4か所の避難施設に係る測量、地質調査、基本設計の予算を計上させていただいております。

これにつきましては、昨年報告がございました津波避難困難地域の対策としての避難対策検討会の報告書の内容を基本といたしまして、その後、この4地区での住民説明会を経て、今回、事業計画案を作成して予算計上したものとなります。

今後の避難困難地域の住民との協議の予定でございますけれども、この事業計画に係る説明はまだ地域にはしてございません。地域に説明したのは検討会の報告書の内容ですが、当然、この事業計画に関する説明も必要であると考えてございますので、順次、避難困難地域である4地区の住民の皆さんに説明をする場を設けたいと考えてございます。

また、実施時期についてですが、この事業計画自体は3月31日で確定いたします。そこで、4月上旬にでも4地区において説明会を開催し、地域の理解を得たいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部貴士君。

**○10番（渡部貴士君）** 今までに何度か地域で説明会がありました。僕もその地域の住民として参加させていただいております。しかし、地域の方々の先入観というか、思いとしては、避難の施設としてタワーが建つのでしょうかということありきで話をされていたのです。

ただ、さきの質問でもありましたように、財政のことを考えたのです。町の財政に余裕があれば施設設備の費用については問題ないのかもしれないのですが、今後の町財政の部分も考慮しなければならないと思います。とはいえ、命と比べることはできないのですけれども、やはり、地域の住民の方の意見が尊重されるべきだと思いました。

僕自身の勘違いもあったので、お聞きするのですが、避難のための施設が建つということではなく、今後、協議を進めていき、地域の方の意見を伺った上で基本設計を行い、来年度以降に事業が進んでいくということよろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。

ただいま地域の声という話がありましたが、今回、私どもで計画を立てさせていただいて、新年度の予算に計上させていただきました。この計画については専門家を交えた検討会で十分に議論したものであり、専門的な知見から出させていただいたものと考えております。ですから、これについては基本的な線として町としては押さえたいと思っております。

ただ、地域の皆さんの率直な声を聞くことも十分に大切でありますし、住民の方の思いは町として受け止めていかなければなりません、そうした意見をどのように反映するかは今後の取組の中で判断していきたいということです。

また、先ほど財政の話が出ましたが、一つ例を申します。例えば、道道沿いに2キロメートルくらいの集落があり、そこに避難タワー1基を建てるとしたとき、事業費が3億円であるとします。現状の国の補助、あるいは、交付税のバックを差し引くと18%ぐらいが町独自の負担となります。ですから、3億円であれば5400万円ぐらいは町の負担になるということです。

現在、これに対し、北海道でそのうちの幾らを補填してくれるのか、支援していただけるのか議論になっていて、5400万円のうち、道が幾らを出してくれるのかということです。

タワーでありますので、最低でも鉄骨造、あるいは、RC造となります。また、RCには強度を高めた工法のものもありまして、80年くらいはもつものもあります。

一方、救命艇を設置するとします。2キロメートルとなりますと大体5基を設置することになるのですが、救命艇は1基1800万円くらいですので、9000万円ぐらいとなります。しかし、これは国の補助の適用外でありまして、緊防債を使うこととなります。これは100%充当の7割は交付税バックとなりますので、3割が町の実質負担です。つまり、9000万円の3割ですので、2700万円を負担となります。

タワーでは5400万円で、救命艇では2700万円ということで、倍くらいの差になりますが、北海道が町の負担分の半分を負担してくれるとなれば金額は同じになります。しかも、耐用年数で言いますと、救命艇はFRPなので、耐用年数ではございませんけれども、30年からせいぜい40年ということで、せいぜい半分くらいとなります。

ですから、救命艇にしたからといって、町の実質負担分が有利になるわけではないということだけは申し上げたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部貴士君。

**○10番（渡部貴士君）** 救命艇のことまでご説明をいただきまして、ありがとうございます。

2月25日、文書にも書きましたが、冬期の夜間に地震が起こったということで、私も近所の方から声を聞いたのです。除雪されていないところで夜間に車を使えなかったらどうやって避難するかを考えたら、なるべく近くに避難できるものがあつたらいいのなということが話題として挙がったものですから、質問いたしました。

財政ももちろん引がかかるところではありますが、人命というそれ以上に大事なものがあるわけです。いずれにしても、予算の中で建築事業として進むのか、船を購入するということになるのか、まだ分からないということですね。

今年、避難艇1艇を購入し、それを下見できるのかなと思っていたのですが、納品はいつになるのか、また、地域の方々が実際に乗ってみる、触ってみるということが可



能でしたら、その時期はいつになるのかを教えてください、最後とさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** 津波避難につきましては、先般、北海道で被害想定が出されましたけれども、浜中町の対象人口3000人くらいのうち、9割の方が犠牲になるというような数字が出されております。これは想定でありまして、避難速度がどのくらいなのかによっても変わります。また、冬はそのスピードが落ちるとありますが、ビルなどに避難することは考慮していません。当然、タワーも全く考慮していないので、そのまま受け止めることはできないものですが、いずれにしても、いかに早く避難するかということが重要になります。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、避難ルート、避難経路も非常に大事になってきます。例えば、雪の降った後はきちんと除雪する、歩道もなるべく除雪をするなどの対応は今後ともしていきたいと考えてございます。

次に、救命艇の関係です。

救命艇につきましては、先般、職員が大阪のほうにある造船会社に視察に行き、救命艇を見学してきております。また、天候が悪く、外観しか見られなかったのですが、和歌山県湯浅町では駐車場に救命艇を設置してまして、それを見学してきております。

収容人員については25人程度で、中には食料品や備蓄品、あるいは、位置を知らせる装置などが搭載されておりました。

ちなみに、国土交通省の救命艇のガイドラインがあるのですが、その基準に沿ってつくられております。北海道でも何か所かでは設置されているということでして、浜中町でも新年度にはぜひ設置をしたいと考えております。

次に、設置の前段に見学ができるのかということについてですが、浜中町にデモで持ってきてもらうというようなことはできないと思っております。ただ、話を聞きますと、釧路のある会社が今年の夏に購入するというような話があると聞いておまして、その内容をもう少し精査し、購入につなげていきたいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 以上で渡部貴士君の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

---

## 日程第5 議案第8号 浜中町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第5、議案第8号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第8号浜中町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、令

和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールを改正後の個人情報の保護に関する法律で規定されることとなり、令和5年4月1日から、地方公共団体の執行機関に直接適用される法の規定が地方議会は原則適用対象外とされ、国会や裁判所と同様に、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含めて、その自律的な対応に委ねることとされました。

このため、浜中町議会における個人情報の取扱いに関する規律を定めるため、改正後の個人情報の保護に関する法律や後ほど提案いたします浜中町個人情報保護法施行条例の規定の内容を踏まえつつ、議会独自の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

なお、施行期日については令和5年1月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第8号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第8号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第8号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第9号 浜中町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第6、議案第9号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（松本博君）** 議案第9号浜中町個人情報保護法施行条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

これまでの個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法令が異なっていました。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、適用される法令が個人情報の保護に関する法律に一

本化され、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体のそれぞれの特性に応じて個人情報保護に関する規律が統一されることとなりました。このため、本年4月1日の同法施行に際し、本町においても必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

また、附則では、本条例の制定に伴い、浜中町情報公開・個人情報保護審議会条例及び浜中町個人情報保護条例は廃止することとしております。

なお、施行期日については令和5年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** それでは、新規制定となります議案第9号浜中町個人情報保護法施行条例の制定の詳細につきまして補足のご説明を申し上げます。

議案の274ページをお開き願います。

まず、第1条ではこの条例の趣旨について規定をしております。

第2条は実施機関の定義を定めるもので、現行条例においては本町の議会が含まれておりましたが、このたびの法の規律対象から議会が除かれたため、本条例における実施機関からも本町の議会の部分が除かれておまして、前段、議案第8号で議決をいただいたとおり、浜中町議会の個人情報の保護に関する条例が新たに制定されるものでございます。

第3条は法で定める個人情報ファイル簿の記載事項を定めるための規定、第4条は開示請求に係る手数料等の額を定める規定で、法第89条第2項は、地方公共団体の機関に対し開示請求する者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手料を納めなければならないとして、手数料の額の定めを条例に委任されているものでございます。

第5条は開示請求等の期限について規定するもので、請求のあった日から14日以内に開示決定する旨を規定、また、第2項では、事務処理上困難等の理由により14日以内に決定できないときは28日を上限として期限を延長できるものと規定するものでございます。

第6条は開示決定等の期限の特例について規定するもので、法第84条開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつたとしても当該期限内に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うことが困難であると判断される場合の特例規定となります。

第7条は、本人の委任による代理人からの開示請求等に係る規定となります。法においては、法定の代理人等に関する事項を記載していただくこととしていることから、現行条例に準じて同様の対応とするものでございます。

第8条は法第105条第1項に規定する開示決定等に対する行政不服審査法に基づく審査請求があつた場合における諮問先を浜中町個人情報保護審査会とすることについて定め

るもの、第9条はこの条例を施行するに当たっての規則への委任規定となっております。

附則第1条は施行日について定めており、附則第2条は、浜中町個人情報公開・個人情報保護審議会と浜中町情報公開・個人情報保護審査会が統合されることに加え、条例、個人情報保護に関する法律によって個人情報保護に関する事項が適用されるため、これまで運用していた浜中町情報公開・個人情報保護審議会条例と浜中町個人情報保護条例を廃止する規定となります。

附則第3条は旧条例が廃止された後も職員等による不当な個人情報の提供や利用を引き続き行ってはならない旨を規定しております。

なお、同条第6項の規定は、町内外を問わず、罪を犯した者についても適用されることとなります。

附則第4条は、旧条例により行われた違反行為の処罰については旧条例が廃止された後も引き続き効力を有するものとなります。

以上、議案第9号浜中町個人情報保護法施行条例の制定に係る補足説明といたします。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時06分）

（再開 午後 3時36分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩中に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第7 議案第10号 浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例の制定 について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第7、議案第10号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第10号浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町においては、地域の特性を生かし、特色ある教育活動を推進してまいりましたが、社会の変化や少子化に対応し、児童生徒に確かな学力や豊かな心などの生きる力を育むための教育環境を整備していくため、平成17年に浜中町町立小中学校の適正配置に係る基本方針を定め、小・中学校の適正規模、適正配置を進めてまいりました。

しかし、近年、義務教育が小学校の6年、中学校の3年から9年間を通した形で新たに規定されたほか、教育内容や学習活動の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化、校舎の老朽化など、新たに教育課題が浮き彫りとなる中で、今後の町における学校運営についても、学校区の在り方や学校の統廃合、小中一貫教育、義務教育学校など、様々な観点から見直すべき段階に来ていると判断し、学校の適正規模、適正配置に関する検討を開始したところであります。

本条例は、浜中町立学校の規模及び配置等の適正化について幅広く検討を行うため、浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会の設置について必要な事項を定めようとするものであります。

なお、施行期日については令和5年4月1日からとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては教育委員会管理課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 議案第10号浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例について補足をご説明申し上げます。

議案の278ページをお開きください。

第1条は設置の目的で、教育環境の適正な整備を図るため、浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会を置くとし、第2条は委員会の所掌事項で、教育委員会の諮問に応じて学校の適正規模等に関する事項を審議し、答申するとしております。

第3条は組織についてで、委員会の委員は15人以内をもって組織するとし、第2項で委員は第1号から第6号に定めた者を教育委員会が委嘱するとしております。

第4条では委員の任期について定め、任期は当該諮問に関わる審議が完了するまでと定め、補欠委員の任期は前任者の残任期間としております。

第5条では委員長及び副委員長を委員の互選により定めるとし、第2項では、委員長は委員会を代表し、会務を総理する、第3項では、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理するとしております。

第6条では会議について定めており、会議は委員長が招集し、会議の議長となるとし、第2項では委員の半数以上の出席をもって会議を開催することとし、第3項では、議事議決について出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるとし、第4項では、必要があるときは委員以外の者を出席させ、説明や意見等を求めることがで

きるとしております。

第7条では委員会の庶務は教育委員会事務局で処理するとし、第8条では、委任でこの条例に定める者のほか、委員会の運営に関し、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしてしております。

なお、附則の第1項では公布の日を令和5年4月1日から施行するものとしており、附則第2項で、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表奨学審査会の次に浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会を加えるものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第10号の質疑を行います。

2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** ただいまの説明のうち、第3条の委員の人数及び構成についても少し詳細に伺いたいと思います。

15人以内として、第1号から第6号までございます。それぞれ1名から2名となるかと思うのですが、何名くらいずつを考えているのか、まず伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 検討委員会の委員15名以内ということについては、現在、事務局として考えている1の学識経験者ですが、校長会、浜中町教育研究所、浜中町教育研究所の中にある僻地複式教育特別委員会とありまして、その委員長を考えております。

2の学校運営協議会の委員についてですが、現在、四つの学校運営協議会があり、その中の住民代表ということで1名ずつ、そして、3の保護者についてですが、四つの学校運営協議会があり、それぞれの地区から保護者を1名ずつで計4名を考えております。

また、各種団体等の代表ということで、PTA連合会の会長、町内の保育所父母会の会長で2名を考えています。最後に、公募による者1名で、計15名とすることを考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 令和5年度の新年度予算では13名分の予算が上がっております。学識経験者について3名なのか2名なのかということかなと思うのですが、学校運営協議会、要はコミュニティ・スクールについて伺います。

各学校運営協議会の方には事前に説明したという経緯があるのでしょうかけれども、私があるコミュニティ・スクールの方としゃべったとき、説明は受けたけれども、正直なところ、分からないという率直な感想を聞きました。

やっぱり大事なのは、各学校が四つある中でそれぞれ事情を抱えているということです。全町的な将来像を描く中で協議をいただくということですから、今言われたような構成メンバーの方だけで議論するのではなく、地域が抱える率直な意見等をしっかり吸い上げる努力が後々大事になってくるのだらうと思います。

これに対して答弁があればいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

15名となると決められた人数での議論となります。今回、コミュニティ・スクールに説明させていただきましたが、すぐに意見を求めるのではなく、一度家庭や地域に帰って、こういうお話があったけれども、皆さんはどう思うかというふうにそれぞれの委員が意見を聞き、4地区分をすくい上げていく形を取りたいと考えています。

諮問をしますから答申が出てきますが、その後に基本計画ができましたら、4地区で説明会等を開き、こういう内容で進んでいますという情報提供を住民の方々にしながら対応していきたいと考えています。

ですから、一方的にこちらで計画を策定するというのではなく、一人でも多くの方から意見を聞き、大多数の方がこれでいいのではないかと思えるような方向性を見いだしていきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第11号 浜中町情報公開・個人情報保護審査条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第9 議案第12号 浜中町債権課管理条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第8、議案第11号、及び、日程第9、議案第12号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第11号浜中町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改

正する条例の制定について、及び、議案第12号浜中町債権管理条例の一部を改正する条例の制定については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、先ほど議決をいただきました議案第8号浜中町議会の個人情報の保護に関する条例及び議案第9号浜中町個人情報保護法施行条例の内容を適用させるため、議案第11号浜中町情報公開・個人情報保護審査会条例及び議案第12号浜中町債権管理条例について、引用条例や字句など、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日については令和5年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第11号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第11号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第13号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について



---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第10、議案第13号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第13号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

議会議員の報酬月額についてですが、令和5年5月支給分から議員報酬月額を現行より1万8600円引き上げて20万4600円とし、議長、副議長、各常任委員長及び議会運営委員長も同額の1万8600円を引き上げ、それぞれ、議長を31万3600円、副議長を25万4600円、各常任委員長及び議会運営委員長を22万8600円とする改定について、2月8日付で議会議長より浜中町特別職報酬等審議会に諮問の依頼がありました。

これを受け、2月14日、同審議会を開催し、諮問したところ、改定案を可とする答申を受け、今回提案した次第であります。

なお、施行期日については令和5年5月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第14号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第15号 教育長の給与、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第11、議案第14号、及び、日程第12、議案第15号を

一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第14号町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第15号教育長の給与、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてはいずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長及び教育長の給与月額については、本町の財政が極めて厳しい状況に陥ったことに伴い、平成11年度より条例附則の改正により削減してきました。平成22年度からは、附則規定は止め、本則額を減額し、町長は約15%削減し、75万3000円、副町長は約12%削減し、64万8000円、教育長は約10%削減し、59万8000円としております。

このたび、近隣自治体の状況と特別職の果たす職責を総合的に判断し、町三役の給与について、町長を約5%、副町長を約3%、教育長を約2%引き上げ、それぞれ、町長を79万1000円、副町長を66万8000円、教育長を61万円とする改定について、過日、浜中町特別職報酬等審議会に諮問したところ、改正案を可とする答申を受け、今回提案した次第であります。

なお、施行期日については令和5年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第14号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第15号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第15号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第16号 浜中町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第13、議案第16号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第16号浜中町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、令和4年第4回定例会において、議員発議により浜中町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例及び浜中町議会委員会条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、浜中町議会の議員定数を2人削減し、10人とすること、議会常任委員会委員の定数を6人から5人にする事となりました。

その後、議員定数等調査特別委員会から、議員定数が2人削減となるため、議会委員会活動等の機能の面からも監査委員には議員を選出しない旨の答申が議長に提出され、2月8日付で浜中町監査委員における議員選出監査委員の廃止に係る協議について、議長より町長、代表監査委員に提出されました。これを受けまして、町、監査委員、議会との協議を重ねた結果、議員選出監査委員を廃止することとし、本条例を提案した次第であります。

改正の内容といたしましては、地方自治法第196条第1項ただし書きで、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとされていることから、本条例の第2条に監査委員に選任しないことを追加するものであります。

また、地方自治法第199条の3第1項では監査委員は識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人を代表監査委員としなければならないとなっていることから、議員選出を廃止することで識見監査委員が2人となるため、代表監査委員の選出は監査委員の合議によって定めることとする規定を加えるものであります。

なお、施行期日については令和5年5月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第16号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。  
これから議案第16号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。  
これから議案第16号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第17号 浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第14、議案第17号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（松本博君） 議案第17号浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律及びこども基本法が令和4年6月22日に公布、令和5年4月1日から施行されること、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日に公布、同日施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、この基準に基づき本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日については令和5年4月1日からとし、第26条の規定は公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第17号の質疑を行います。  
2番田甫哲朗議員。

○2番（田甫哲朗君） 条例改正については何らないのですけれども、この条例の条文を

改めて読ませていただいて、今回何が変わるのかなと思ったのですね。すると、懲戒に関する権限の削除ということでありまして、もともとの条文によりますと、教育・保育給付認定、こども福祉のために必要な措置を取るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないとなっているのです。この条文からいくと、乱用はしないけれども、一部はいいですよとなっているということなのですよ。

体罰という観点から言ってもあってはならないことだということでこの条文を削除すると理解したいのですけれども、それでいいのかどうか、今回の改正内容の肝だと思いますので、答弁をいただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（中山和生君）** 今の質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおりの解釈でいいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第18号 浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第19号 浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第15、議案第18号、及び、日程第16、議案第19号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第18号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第19号浜中町放課後児童健全育成事業の設置設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制

定については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年11月30日に公布、令和5年4月1日から施行されること、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日に公布、同日施行されたこと、及び、学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に関する関係府省令などの一部改正により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年12月28日に公布、令和5年4月1日から施行されることに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されることになったことから、両基準に基づき制定しております条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第18号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、家庭的保育事業等の実施に当たり、安全計画の策定等が義務化されたことに伴い第7条の2を、バス送迎における安全管理の徹底を規定する第7条の3を追加し、第10条の改正は設備・人員基準の緩和、第13条の改正は懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定を削除するもの、第14条第2項は感染症及び食中毒の予防、蔓延防止の明確化を規定しようとするものであります。

なお、附則第1項では、この条例は令和5年4月1日から施行し、第13条の規定は公布の日から施行することとしております。

附則第2項では、改正後の本条例における第7条の3第2項に係る経過措置を規定しております。

次に、議案第19号浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、議案第18号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、放課後児童健全育成事業の実施に当たり、安全計画の策定等が義務化されたことに伴い第6条の2として第1条を、バス送迎における安全管理の徹底を規定する第6条の3を追加し、あわせて、非常時等における業務継続計画について規定する12条の2を追加し、13条の2項は感染症及び食中毒の予防、蔓延防止の明確化を規定しようとするものであります。

なお、附則では、第1項でこの条例は令和5年4月1日から施行するとし、第2項では令和6年3月31日までの間、第6条の2適用の経過措置について規定しております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第18号の質疑を行います。

2 番田甫哲朗議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 本当に条文というのは分かりません。

今回の主な改正というのは、どこでしたか、園児をバスへ置き去り、死亡させた事件が発生しましたが、それを受けてこういう改正がなされるのだろうなというふうに理解しています。ただ、当町の場合、保育所に関しては保護者の送迎ということですから、まずその心配はないのでしょうかけれども、一つ気がかりなのが学校で、スクールバス等がございます。例えば、小学1年生ですと、まだ慣れておらず、万が一にでもないとは言えないような状況にあるのかなと思うのです。

バスの乗降に関し、運転手の安全管理の徹底について、現在、どういう指導がなされているのでしょうか。例えば、送迎が終わって車庫に帰ったときなど、そういうときの安全管理の徹底というのはされているのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年、バスに園児が閉じ込められ、そのまま脱水症状となり、亡くなったという事案がありました。それを受けまして、本町としましては、各事業所に指導といたしますか、そういうことのないようにということでお話をさせていただいていますし、車庫にバスを入れる場合や下校が終わってバスをしまう場合には必ず座席を見るようにというお願いもしてございます。

それに対し、各事業所からはちゃんとやっていますよというお答えをいただきましたので、そのようにやっていると思います。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第18号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第20号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第17、議案第20号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第20号浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日付で公布されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、出産費用の上昇などを勘案し、子育て世帯の支援として、第6条第1項中40万8000円を48万8000円に引き上げる改正であります。

この結果、出産育児金の支給額は、条例施行規則で規定している産科補償制度の加算分を含め、現行42万円から50万円に8万円引上げとなります。

施行期日については令和5年4月1日からとし、改正前の出産育児一時金の額については従前の例によるとしております。

なお、このたびの条例改正につきましては、去る2月16日開催の令和5年第1回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところです。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(波岡玄智君)** これから議案第20号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第21号 浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第18、議案第21号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第21号浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町防災会議は、災害対策基本法に基づき自治体に設置するもので、同法の規定に準じて委員を選出していることから、基本法との整合性を図ることとともに、昨今の防災力強化の視点から、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容は大きく3点で、1点目は、第3条第5項に規定する委員の構成で、基本法に準じ、陸上自衛隊の自衛官任命を条例上位置づけるものでございます。また、同法同条同項第6号の浜中消防団長及び第7号の消防長を第7号とし、釧路東部消防組合の消防団及び職員のうちから町長が任命する者に改正しようとするものであります。

2点目は、第3条第6項に規定する委員の定数で、これまでの委員構成ごとに定数を、任命に弾力性を持たせるとともに、多様な委員の任命を可能とするため、これまで実質16人の定数を全体定数22人以内にするものでございます。

3点目は、第3条第7項に規定する委員の任期で、これまでの8号及び9号委員のみ任期2年としているものを全ての委員の任期を2年として整理しようとするものでございます。

その他表現の整理、字句の整理を行うものであります。

なお、施行期日については委員の改選期となります令和5年6月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第21号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第21号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 9 議案第 2 2 号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談  
について

日程第 2 0 議案第 2 3 号 公用車事故被害者損害賠償について

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第 1 9、議案第 2 2 号、及び、日程第 2 0、議案第 2 3 号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第 2 2 号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、及び、議案第 2 3 号公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 2 2 号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、6 月 1 8 日午後 0 時 3 0 分頃、町道北 2 号道路の交差点で発生した車両物損事故で、相手車両は中標津町西 6 条南 1 1 丁目 6 番地の 1 の北海道農業共済組合ひがし統括センター所有の車両であります。

事故の概要は、職員が旧西円朱別小学校方面に向かうため、町道北 2 号道路の交差点を通過しようとした際、右側から来た相手車両が一時停止の標識を無視し、交差点内に進入したため、停止しようとしたが、間に合わず、相手車両に衝突し、相手車両後部左側フェンダー等が損傷したもので、損害額は 1 2 3 万 5 4 8 円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により、過失割合を町の過失 2 0 %、相手車両の損害額の 2 4 万 6 1 1 0 円を町が負担することで、1 2 月 1 6 日、示談を交わしております。

このことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号により議決をいただくものであります。

議案第 2 3 号公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号により議決をいただくものであります。

このたびの事故は誠に遺憾であり、今後、このような事故が起きないように、安全運転の

徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第22号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第23号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第22号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第23号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第22号の採決をします。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。  
これから議案第23号の採決をします。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第24号 令和5年度浜中町一般会計予算

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第21、議案第24号を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

**○町長（松本博君）** 議案第24号令和5年度浜中町一般会計予算につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

令和5年度予算につきましては、第6期浜中町まちづくり総合計画を指針とし、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾ける共創のまちづくりの実現に向け、編成したところであり

ます。本町ならではの個性豊かで持続可能なまちづくりを目指し、施策を講じてまいります。

予算の総額につきましては、92億6357万1000円と定め、前年当初より16.1%、12億8495万8000円の増額となります。

予算の内容につきまして主なものを申し上げます。

歳出から申し上げます。

2款総務費では、公の集会施設等管理に要する経費で、公の集会施設改修工事1900万円、地域公共交通に要する経費で、町営バス運行委託料4680万3000円を計上しております。

3款民生費では、浜中福祉会に要する経費で、浜中福祉会補助3878万6000円を計上しております。

4款衛生費では、じん芥処理に要する経費で清掃車両購入2970万円、衛生センター管理に要する経費で衛生センター改修工事7610万円を計上しております。

5款農林水産業費1項農業費では、中山間地域等直接支払事業に要する経費で中山間地域等直接支払交付金1億4474万2000円、農業基盤整備に要する経費で浜中姉別地区道営農道整備事業負担金2403万円、同じく道営草地整備事業負担金4250万円、2項林業費では、林道に要する経費で林業専用道熊牛北区線開設に伴う林業専用道測量設計委託料497万3000円、同じく林業専用道開設工事2427万8000円、3項水産業費では、水産振興に要する経費で新川船場場整備工事7653万3000円、育てる漁業に要する経費で水産多面的機能発揮対策支援事業負担金1232万4000円、6款商工費では、商工振興に要する経費でキャッシュレスシステムポイント還元分として商工振興対策事業補助500万円、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費でルパン三世地域活性化プロジェクト運営費補助799万5000円を計上しております。

7款土木費2項道路橋梁費では、町道管理に要する経費で町道維持業務委託料5000万円、茶内1条通局部改良工事などに伴う町道維持補修工事9820万円、町有建設車両に要する経費で除雪車両購入6440万円、3項河川費では、河川管理に要する経費でノコベリベツ川周辺区域の河川区域整備工事2950万円、5項住宅費では、町営住宅整備に要する経費で茶内団地S63の個別改善工事に向けた町営住宅改修工事实施設計委託料760万円、茶内団地新築に伴う町営住宅新築工事2億6800万円を計上しております。

8款消防費では、災害対策に要する経費で津波避難施設整備に向けた避難施設整備工事調査基本設計委託料4111万円、丸山散布津波避難施設整備及び霧多布高等学校屋外避難階段等整備に伴う避難施設整備工事3億148万1000円、津波救命艇購入などに伴う防災用備品購入1815万3000円を計上しております。

9款教育費1項教育総務費では、学校用バスに要する経費で学校用バス1台の更新に伴う学校用バス購入1113万4000円、4項高等学校費では、高校管理に要する経費でボイラーの更新工事分として校舎等補修工事768万円、5項社会教育費では、総合文化

センター管理に要する経費で文化センター改修工事6億1645万4000円を計上しております。

10款公債費では10億3640万円を、11款給付給与費では13億392万7000円を計上しております。

なお、特別会計などへの繰出金につきましては、国保会計など、6会計で合計6億261万4000円となっております。

一方、歳入は、これら歳出に要する財源について、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初比より1億2300万円減の35億3900万円、地方譲与税は141万5000円減の1億2319万6000円、利子割交付金をはじめとした各種交付金は594万円増の1億6640万円となり、これらは歳入総額の41.3%を占めております。

町税は、現在、所得申告を取りまとめ中ではありますが、前年度最終見込みを基に全体で2061万2000円、2.7%増の7億9714万4000円で、歳入総額の8.6%を占めております。

国・道支出金は1億4959万1000円増の10億6480万1000円、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で270万9000円増の2億7003万7000円、寄附金は、ふるさと納税を4億円増で見込むなど、全体で11億304万円、繰入金は、財政調整基金、公共施設設備基金、ふるさと納税基金などから繰入れを実施し、3億3184万4000円増の8億480万2000円、諸収入は貸付金元利収入で893万3000円の減の7844万1000円、町債につきましては5億760万円増の13億1670万円となっております。

今年度の予算編成に当たっては、歳入総額の約4割を占める地方交付税はできる限りの予算措置とさせていただき、不足分については、財政調整基金、公共施設整備基金から繰入金を計上し、基本的には年度間予算として執行する所存であります。

全体的な財政状況としましては、老朽化する施設の維持管理費や建設事業の影響に伴う公債費が増加傾向にあり、今後も厳しい財政運営が続くと予想されることから、財源の見直しを見極めながら事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に、第2表継続費につきましては、本年度着工予定の丸山散布津波避難施設整備工事及び総合文化センター改修工事について、その工事が年度内で完了しないことから、令和5年度及び令和6年度の2か年による継続費として予算を計上しようとするものであります。

第3表債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払い契約に係るもので、期間は令和6年度から令和9年度までとし、限度額はそれぞれ購入価格に対する利率1%の年賦金の合計額に相当する額から令和5年度の年賦金を控除した額で設定しようとするものであります。

第4表地方債につきましては、本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第24号について提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 予算書の1ページをお開きください。

初めに、議案番号には24、提出日には8日とご記入願いたします。

議案第24号令和5年度浜中町一般会計予算について補足をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額は9億2,357万1,000円と定めるとし、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとし、第2条継続費は地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による、第3条債務負担行為は地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為による、第4条地方債は地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第4表地方債によるとし、第5条一時借入金は地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めるとしております。

2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては説明を省略させていただきます。

6ページをお開きください。

第2表継続費については、事業が2か年に及ぶことから、8款1項消防費の丸山散布津波避難施設整備工事は総額4億3,324万7,000円で、年割額ですが、令和5年度は2億4,048万1,000円、令和6年度は1億9,276万6,000円、9款教育費5項社会教育費の総合文化センター改修工事は総額11億9,859万4,000円で、年割額ですが、令和5年度は6億1,645万4,000円、令和6年度は5億8,214万円としております。

第3表債務負担行為については、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払契約で、期間は令和6年度から令和9年度まで、限度額は購入価格506万円に対する利率1%の年賦金の合計額に相当する額から令和5年度年賦金2万6,000円を控除した額であります。

7ページの第4表地方債についてですが、起債の目的は過疎地域持続的発展事業など20件、限度額総額は13億1,670万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりで、詳細につきましては歳入で説明をいたします。

8ページ、9ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出からの説明とさせていただきますが、初めに議案関係資料の説明をさせていただきます。

議案関係資料の27ページをお開きください。

議案関係資料、資料12の令和5年度当初予算対前年度比較表につきましては、歳入1

款町税から22款町債まで、合計92億6357万1000円、比較すると12億8495万8000円、16.1%の増となっております。

28ページの歳出は、1款議会費から12款予備費までで、合計同じく92億6357万1000円、12億8495万8000円、16.1%の増となっております。

29ページの資料13の令和5年度当初予算性質別経費対前年度比較表についてです。

1の人件費は令和5年度は16億2141万5000円で、7713万3000円、5%の増となっております。

2の物件費は15億9643万2000円で、3億3123万7000円、26.2%の増となっております。

3の維持補修費は1億4834万5000円で、664万6000円、4.3%の減となっております。

4の扶助費は3億7616万7000円で、5462万8000円、17%の増となっております。

5の補助費は13億1958万9000円で、7719万6000円、6.2%の増となっております。

6の普通建設事業費は19億3773万7000円で、6億4234万4000円、49.6%の増となっております。

8の公債費は10億3639万7000円で、6332万8000円、5.8%の減となっております。

9の積立金は5億7003万5000円で、1億9301万1000円、51.2%の増となっております。

10の貸付金は4984万円で、308万円、5.8%の減となっております。

11の繰出金は6億261万4000円で、1753万7000円、2.8%の減となっております。

次に、34ページの資料16をお開きください。

34ページの資料番号16の令和5年度予算の主な事業費調べについて説明をいたします。

2款総務費の1のふるさと納税に要する経費11億9000円は、令和4年度実績見込み額をベースに寄附額を11億円で見積もり、返礼品は3億3000万円、支援委託手数料等は2億8623万2000円、基金積立金は4億8377万7000円で計上しております。

2の霧多布中央地区コミュニティセンター外部補修工事730万円は、外壁、屋根の塗装などで、財源は公共施設整備基金繰入金となります。

3の円朱別会館屋上防水改修工事1170万円は、オーバーレイ工法による改修で、財源は公共施設整備基金繰入金となります。

4の公共施設長寿命化計画策定業務委託料312万4000円は、3施設の長寿命化に

向けた個別施設計画の策定となります。

5の町営バス運行委託4680万3000円は、町内の2事業者に対し、霧多布厚岸線など、5路線のバス運行を委託するものとなります。

6の町営バス購入1222万3000円は、老朽化に伴う更新で、防衛調整交付金を財源にした29人乗り1台の購入となります。

7の地方バス路線維持対策補助1215万7000円は、民間事業者が運行する根室釧路都市間バスの負担金となります。

8の浜中町不良空き家等除却補助1000万円は、今年度から補助限度額を50万円から100万円に拡大し、10件分を計上したもので、財源は国庫補助金となります。

9のふれあい交流・保養センター管理運営負担金4290万円は、指定管理に伴う運営負担金となります。

3款民生費の10の町社会福祉協議会補助3886万円は、社協の運営費などの補助で、財源は地方消費税交付金社会保障財源分となります。

11の介護職員初任者研修補助27万2000円は、4名分を計上したもので、財源は福祉振興基金繰入金となります。

12の福祉職修学資金貸付金（介護福祉士）192万円は、2名で月額8万円の12か月分を計上したものとなります。

13の重度心身障がい者外医療費扶助744万円は、医療費助成で、財源は道補助金と過疎債となります。

14の児童発達支援サービス等運営費補助200万円は、町発達支援センターの運営補助で、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

15の地域活動支援センター運営事業委託1557万5000円は、地域活動支援共生型事業及びカフェ事業の運営費補助で、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

16の障がい者福祉計画策定委託424万6000円は、第4期障がい者計画策定の2か年目及び第7期障がい福祉計画、第3期障がい児計画の策定で、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

35ページをお開きください。

17の浜中福祉会補助3878万6000円は、運営費補助と職員住宅の建設費補助で、財源は地方消費税交付金社会保障財源分となります。

18のデイサービス事業補助1446万6000円は、野いちごが実施するデイサービス事業への補助で、財源は地方消費税交付金社会保障財源分となります。

19の居宅介護支援事業補助306万9000円は、野いちごが実施する居宅介護支援事業への補助となります。

20のひとり親家庭等医療費扶助258万円及び21の子ども医療費扶助2307万6000円は医療費助成で、財源は道補助金と過疎債となります。

22の福祉職修学資金貸付金（保育士）96万円は、1名で月額8万円の12か月分を



計上したものとなります。

23の子ども・子育て支援事業計画策定委託206万8000円は、第3期計画の策定で2か年事業の1年目のものとなります。

24の出産・子育て応援給付金200万円は、妊娠時、出産時に5万円をそれぞれ交付するもので、国庫補助金と道補助金を財源に20名の2回分を計上したのとなります。

4款衛生費の25の厚岸郡広域救急医療体制負担金1993万円は、厚岸町への広域救急医療体制確保に向けた負担金で、財源は過疎債となります。

26の看護師等修学資金貸付金96万円は、1名で月額8万円の12か月分を計上したのとなります。

27の健診等委託料(母子)934万8000円は、妊産婦や幼児の各種健診等委託で、この中で、今年度、新たに、産後ケア事業の町負担割合について、これまでの9割から10割に拡大したのとなります。

28の健診等助成(母子)356万4000円は、妊産婦交通費助成のほか、新たに不妊治療については自己負担額の全額を助成するのとなります。

29の景観計画策定委託430万1000円は、景観計画の策定委託で2か年目のものとなります。

30のバイオマスプラント建設意向調査委託336万6000円は、バイオマス産業都市構想に基づき意向調査などを行うもので、財源は道の地域づくり総合交付金となります。

31の災害廃棄物処理計画策定委託437万8000円は、災害発生時の災害廃棄物処理のための計画策定で、財源は国庫補助金となります。

32のじん芥処理委託8110万3000円は、町内のごみ収集処理の委託となります。

33の可燃ごみ焼却委託5888万1000円は、根室市に委託する可燃ごみ処理委託となります。

36ページをお開きください。

34の清掃車両購入2970万円は、可燃ごみ収集車両プレスマスターの購入で、財源は防衛調整交付金となります。

35の根室市じん芥焼却場建設事業負担金593万7000円は、根室市じん芥焼却場建設基本設計に係る負担金で、財源は過疎債となります。

36のし尿処理委託2194万5000円は、町内のし尿収集処理の委託となります。

37の合併処理浄化槽設置事業補助560万円は、国庫補助金を財源に6基分を計上したのとなります。

38の衛生センター長寿命化改修工事7610万円は、外壁塗装、屋上防水などの改修工事を行うもので、財源は公共施設適正管理推進事業債及び公共施設整備基金繰入金となります。

5款農林水産業費の39の中山間地域等直接支払交付金1億4474万2000円は、浜名別寒辺牛集落及び根室集落に交付するもので、財源は道負担金及びふるさと納税基金

繰入金となります。

40の後継者就業交付金（農業）180万円は、継続2名、新規1名の3名について、月額5万円の12か月分を計上したもので、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

41の新規就農者誘致事業補助3402万円は、新規就農者等のリース貸付料6件分の2分の1及び固定資産税相当額7件分を補助するもので、財源は過疎債となります。

42の農業次世代人材投資事業補助150万円は、45歳未満の新規就農支援1名分で、財源は全額国庫補助金となります。

43の浜中姉別地区道営農道整備事業負担金2403万円は、浜中姉別第2地区の修繕工事で、町負担率は22.5%、財源は辺地債となります。

44の道営草地整備事業負担金（浜中地区）4250万円は、町内一円の起伏修正などの事業で、町負担率は25%、財源は全額受益者分担金となります。

45の町有林整備事業3843万2000円は、人工造林事業などで、財源は国庫道補助金及び森林環境譲与税のほか、公有林債を充当したものととなります。

46の林業専用道測量設計委託497万3000円は、熊牛北区線開設工事に向けた測量設計で、次の47の林業専用道開設工事2427万8000円は、この設計に基づいて実施する開設工事であり、財源は、46、47ともに、道補助金及びふるさと納税基金繰入金となります。

48の林道補修工事407万8000円は、若山林道とポンポロト林道の補修で、財源は道地域づくり総合交付金とふるさと納税基金繰入金となります。

49の豊かな森づくり推進事業補助494万円は、道補助金を財源に森林組合事業費に対して補助したものととなります。

50の有害鳥獣駆除委託1322万8000円は、特にエゾシカについて、道の地域づくり総合交付金を財源に駆除依頼頭数を2000頭から2500頭に拡大したものととなります。

37ページをお開きください。

51の浜中町狩猟免許等取得助成金72万円は、2名分を見込み計上したものととなります。

52の新川船揚場整備工事7653万3000円は、事業の最終年で右岸導流堤を改修したもので、財源は過疎債となります。

53の水産資源環境整備事業負担金450万円は、道が実施主体で火散布沼アサリ礁の盛土工事を行うもので、負担割合は10分の1、財源は辺地債及び受益者分担金となります。

54の産業振興奨励補助103万9000円は、浜中漁協の実施する北海シマエビ漁具改修の2分の1を補助するもので、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

55の水産振興対策事業補助225万円は、散布漁協へ火散布アサリ礁の盛り土工事の受益者分担金を補助するもので、財源は水産振興基金繰入金となります。

56の後継者就業交付金（漁業）395万円は、9名延べ79か月分を計上するもので、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

57の水産多面的機能発揮対策支援事業負担金1232万4000円は、町内の6活動組織が実施する雑海藻駆除などに対する負担金で、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

58の産業振興奨励補助744万8000円は、管内水産種苗センター運営費補助、マツカワ種苗購入補助、町種苗生産センター運営費補助、管内水産種苗センター施設改修費補助で、財源は過疎債及びふるさと納税基金繰入金となります。

59の水産振興対策事業補助1519万1000円は、散布漁協の海洋モニタリングシステムの導入事業と浜中漁協ナマコ増殖事業に補助するもので、財源は水産振興基金繰入金となります。

60の水産振興基金積立金800万円は、漁協300万円、町500万円を積み立てたもので、町分の財源はふるさと納税基金繰入金となります。

61の漁港工事地元負担金2000万円は、琵琶瀬漁港工事負担金で、町の負担割合は15分の2、財源は過疎債となります。

6款商工費の62の町商工会補助1530万円は、運営費補助で、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

63のインターンシップ受入れ負担金10万円は、霧多布湿原ナショナルトラストに対し、跡見学園女子大学のインターンシップ受入れ費のうち、滞在分を町が負担するものとなります。

64の商工振興対策事業補助500万円は、町商工会の実施するルパン三世Peyカードのキャッシュレスシステムポイント還元に対する助成で、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

65の産業振興奨励補助190万円は、沖縄県与那原町少年少女体験総合交流事業など、3事業費への補助で、財源は人づくり基金繰入金及びふるさと納税基金繰入金となります。

66の後継者就業交付金（商工業）60万円は、ふるさと納税基金繰入金を財源に1名分を見込み計上したものとなります。

67の中小企業特別融資資金利子補給200万円は、基金繰入金を財源に利子補給を行うものとなります。

68の中小企業特別融資預託金4000万円の財源は、預託金元金となります。

69の町観光協会補助280万円は、運営費補助で、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

70の霧多布湿原センター管理運営負担金3402万1000円は、指定管理に伴う運営負担金で、今年度は、通常分に加え、電気料の高騰補填分を増額しており、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

71の観光施設管理清掃委託776万4000円は、霧多布岬キャンプ場管理業務及び

観光施設清掃業務となります。

72のルパン三世キャラクターイラスト作成委託154万円は、ルパン三世キャラクターのイラストを4点作成したものととなります。

73のルパン三世地域活性化プロジェクト運営費補助799万5000円は、運営費補助で、財源は過疎債となります。

7款土木費の74の安心住まいる促進事業助成金450万円は、令和3年度、4年度の実績値を基に計上したものととなります。

75の町道維持業務委託5000万円及び76の町道除雪業務委託4000万円は、前年度同額となります。

77の町道維持補修工事9820万円について、内訳は、茶内1条通局部改良工事8000万円、琵琶瀬西岡道路局部改良工事540万円、霧多布2条通局部改良工事1280万円となります。

78の除雪車両購入6440万円は、除雪専用トラック1台の購入で、財源は国の社会資本整備総合交付金と辺地債となります。

79のノコベリベツ川河川区域整備工事2950万円は、河川区域内の整備で、財源は緊急浚渫事業債となります。

80の茶内団地個別改善工事調査設計760万円は、国庫補助金と公営住宅建設事業債を財源に、昭和63年築茶内団地の個別改善工事調査設計を行うものととなります。

39ページをお開きください。

81の茶内B団地解体工事2210万円も国庫補助金と公住債を財源に、昭和47年築茶内B団地3棟12戸の解体を行うものととなります。

82の茶内団地建設2億6800万円も、国庫補助金と公住債を財源に、3棟目の茶内団地を建設するものととなります。

8款消防費の83の釧路東部消防組合負担金3億233万8000円は、消防本部費及び浜中消防署費の負担金となります。

84の津波避難施設整備工事基本設計委託4111万円は、4基の津波避難施設の整備に向けた基本設計で、財源は国の社会資本整備総合交付金となります。

85の丸山散布津波避難施設整備工事4億3324万7000円は、2か年にわたる継続費設定で工事を行うもので、内訳は、令和5年度が2億4048万1000円で液状化対策工事、令和6年度が1億9276万6000円で盛土工、排水構造物工、アスファルト舗装工、護岸工などの実施で、財源は国の社会資本整備総合交付金、公共事業等債及び緊防債となります。

86の丸山散布津波避難施設用地購入381万3000円は、上記工事実施に伴う用地購入で、財源も同様となります。

87の建物解体工事は、2款総務費での予算措置で、事業費1017万円については丸山散布津波避難施設整備に伴う支障物件、旧教員住宅2棟の解体工事となります。

88の霧多布高等学校屋外避難階段等整備工事6100万円は、屋外避難階段等整備工事で、財源は国の社会資本整備総合交付金と公共事業等債及び緊防債となります。

89の津波救命艇購入1782万円は、新たに暮帰別東地区に25人乗り救命艇1基を設置するもので、財源は緊防債となります。

9款教育費の90の学校適正規模・適正配置検討委員報酬63万4000円は、検討委員会6回分を計上するものとなります。

91の学校用バス運行委託6379万円は、町内2事業者に小・中学校の通学行事バスの運行を委託するものとなります。

92の学校用バス購入1113万4000円は、霧多布小学校と霧多布中学校対応のバスの更新で、防衛調整交付金を財源に29人乗り1台を購入するものとなります。

93の校舎等補修工事小学校126万5000円は、散布小学校電子錠設置と浜中小学校屋内運動場屋根板金部分補修で、財源は過疎債となります。

94の校舎等補修工事（中学校）29万4000円は、茶内中学校校門へ街灯を設置するものとなります。

95の校舎等補修工事（高校）768万円は、過疎債を財源に、霧多布高校のボイラー1台を更新するものとなります。

96の少年少女国内派遣事業負担金150万円は、小学5年生12名、中学2年生4名分などで、財源はふるさと納税基金繰入金となります。

97の総合文化センター長寿命化改修工事11億9859万4000円は、2か年の継続費を設定し、屋上防水、外壁改良工事、館内部分回収、全館LED化などを行うもので、内訳は、令和5年度分が6億1645万4000円、令和6年度分が5億8214万円、工事区分は記載のとおりで、財源については公共施設適正管理推進事業債及び公共施設整備基金繰入金となります。

98の給食配送トラック購入945万8000円は、昨年度に引き続き配送車1台を購入するもので、財源は防衛調整交付金となります。

次に、繰出金についてですが、99の国民健康保険特別会計繰出金など、全6会計分があります。

41ページをお開きください。

特別会計、公営企業会計につきましては説明を省略させていただきます。

42ページをお開きください。

主な追加予定事業費調べについてです。

7款土木費の橋梁長寿命化補修工事設計委託及び橋梁個別施設計画策定委託及び橋梁補修工事は、いずれも国庫補助内示に基づき、財源の見通しがつき次第、補正で対応させていただこうとするものであります。

43ページの資料17の令和5年度地方消費税交付金社会保障財源分に係る財源充当科目予算一覧表は、交付金の充当内訳を記載しております。

44ページの資料18の令和5年度ふるさと納税基金繰入金に係る財源充当科目予算一覧表は、ふるさと納税基金を財源とする事業の内訳であります。

50ページの資料19の負担金補助及び交付金調べについては記載のとおりで、説明を省略させていただきます。

予算書の38ページをお開きください。

歳出についてです。

1款1項1目議会費5267万1000円は657万7000円の減、議会議員に要する経費4638万5000円は825万3000円の減、議会だよりに要する経費は、事業名を一部変更し、117万2000円は21万5000円の増、議会運営に要する経費511万4000円は146万1000円の増、41ページの12節委託料、システム保守委託料27万5000円は3年に1度実施の議場システム保守点検分、議事録作成委託料158万4000円は新たに議事録反訳・整文を委託するものとなります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費12億9025万円は4億2140万5000円の増、行政関連審議会委員に要する経費30万円は1万1000円の増、43ページの庁舎管理に要する経費は、事業名を一部変更し、4531万円は963万5000円の増、10節需用費、光熱水費2068万2000円は、電気料の高騰に伴うもので、917万8000円の増、その他一般行政に要する経費5700万2000円は、10目諸費、一般行政に要する経費と統合し、2130万1000円の増、45ページの10節需用費、光熱水費804万円は、街灯電気料で、高騰に伴い214万5000円の増、47ページの18節負担金、補助及び交付金、街灯維持補助700万円は、電気料高騰に伴い200万円の増、電算システムに要する経費は、事業名を一部変更し、8454万6000円は520万9000円の減、49ページの12節委託料、個人情報保護制度運用支援委託料350万9000円は、個人情報の安全管理に関するシステムマニュアル作成を行うもので、2か年目のもの、契約事務に要する経費8万5000円は前年度同額、51ページの財政事務に要する経費31万9000円は7万1000円の増、出納事務に要する経費267万9000円は87万4000円の増、11節役務費、手数料90万8000円は52万8000円の増で、指定金融機関に対する振込手数料等の負担増によるもの、13節使用料及び賃借料、システム使用料33万円は、新規で、指定金融機関への口座振替などのデータ送信システムの利用に伴うもの、ふるさと納税に要する経費は、事業費調べ番号1のとおりで、11億9000円は3億9996万6000円の増、7節報償費、ふるさと納税返礼品3億3000万円は1億1331万7000円の増、53ページの10節需用費、消耗品費46万6000円はふるさと納税広告資材として返礼品添付用シールを購入したもので、印刷製本費30万3000円は納税サイト掲載写真代を計上したものの、11節役務費、通信運搬費7080万円は5万9000件分を計上、手数料2338万7000円は見込み計上したものの、12節委託料、システム保守委託料112万2000円は新たな特設サイト等の追加に伴うもの、ふるさと納税支援業務委託料1億8641万80

00円は、7621万8000円の増で、新規の納税支援業務等の追加などに伴うもの、17節備品購入費、事務用機器購入26万4000円は新たなパソコン1台の購入、18節負担金、補助及び交付金、ふるさと納税返礼品イベント負担金209万円は、首都圏及び札幌市でのイベント参加に伴うものとなります。

**○議長（波岡玄智君）** 少しお待ちください。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

それでは、説明を続行してください。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 24節積立金、ふるさと納税基金積立金4億8376万8000円は、1億9757万1000円の増で、財源調整となります。

2目広報費478万3000円は27万2000円の増、広報に要する経費378万4000円は27万2000円の増、ホームページに要する経費99万9000円は前年度同額となります。

54ページをお開きください。

3目財産管理費1億8883万9000円は479万1000円の増、公の集会施設等管理に要する経費は、事業名を一部変更し、3871万7000円は2096万9000円の増、10節需用費、修繕料219万1000円は、123万6000円の増で、ポンポロトふれあい館誘導灯補修ほか、11節役務費、手数料97万4000円は、茶内コミュニティセンターなど、4施設の特殊建築物定期調査報告業務に関わるもの、14節工事請負費、公の集会施設改修工事は事業費調べ番号2と番号3のとおり、町有施設管理に要する経費4125万3000円は923万2000円の増、11節役務費、手数料132万円は、消火器リサイクル料で、600本分、57ページの12節委託料、公共施設長寿命化計画策定業務委託料は事業費調べ番号4のとおり、17節備品購入費、施設用備品購入927万8000円は、町有施設消化器の更新などで、562本分など、その他町有財産管理に要する経費1793万8000円は3721万2000円の減、10節需用費、修繕料397万2000円は、浜中児童公園防護柵の補修及び旧榊町保育所屋外独立柱の補修など、14節工事請負費、建物解体工事は事業費調べ番号85のとおり、路面補修工事137万5000円は暮帰別舞浜通の昨年実施した残り120メートル分を計上したものの、59ページの基金積立金7604万1000円は308万8000円の減、公用車管理に要する経費は、昨年度までの8目の自動車管理費からの科目移動で、1489万円は227万円の減となります。

60ページをお開きください。

4目振興費は、目番号の変更を行い、1億1174万5000円は9042万8000円の増、町功労者表彰等に要する経費は、昨年度の10目諸費からの科目移動で、143万6000円は9万円の増、地域振興に要する経費1118万9000円は20万5000円の減、63ページの18節負担金、補助及び交付金、地域振興事業補助96万8000円は、姉別市街地区及び榊町地区の防犯灯補修などに補助、人づくり事業に要する経費

73万6000円は10万5000円の増、65ページの地域おこし協力隊に要する経費859万3000円は隊員2名の人件費や活動費など、地域公共交通に要する経費は、昨年度の10目諸費からの科目移動で、7793万5000円は1387万円の増、67ページの12節委託料、町営バス運行委託料は事業費調べ番号5のとおり、地域公共交通計画策定委託料106万7000円は、皆増で、現行の計画の見直しと新たな計画策定について支援を受けるもの、17節備品購入費、車両購入1222万3000円は事業費調べ番号6のとおり、事業用備品購入65万1000円はバス停標識の購入など、18節負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助は事業費調べ番号7のとおり、テレビ放送中継局管理に要する経費は、事業名を一部変更し、152万1000円は60万3000円の増、12節委託料、建物附属設備保守管理委託料52万8000円は、霧多布中継局の5年に1度実施する登録点検などを含むもの、69ページの空家等対策に要する経費は、1目一般管理費からの科目移動で、1033万5000円は509万1000円の増、18節負担金、補助及び交付金、浜中町不良空家等除却補助は、事業費調べ番号8のとおりとなります。

5目支所及び出張所費は、目番号の変更を行い、527万7000円は288万5000円の減、浜中支所管理に要する経費70万6000円は7万7000円の減、茶内支所管理に要する経費457万1000円は280万8000円の減となります。

70ページをお開きください。

6目職員研修厚生費3797万円は508万1000円の減、職員厚生に要する経費3431万4000円は627万2000円の増、73ページの12節委託料、人事評価制度運用支援業務委託料280万5000円は、次年度から予定の人事評価制度運用に関わるもの、18節負担金、補助及び交付金、職員健診等負担金575万7000円は、これまでの健診に加え、新たに浜中診療所夜勤健診16名分を追加、職員研修に要する経費231万7000円は前年度同額、職員住宅管理に要する経費は、事業名を一部変更し、133万9000円は1135万3000円の減、75ページの17節備品購入費、施設用備品購入76万5000円は、灯油タンク2台と物置2基を購入するものとなります。

7目交通安全対策費274万円は、交通安全対策に要する経費で、昨年度までの交通安全指導員に要する経費を統合し、274万円は8000円の減となります。

8目ふれあい交流・保養センター費4655万2000円は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費で、1495万円の減、18節負担金、補助及び交付金、ふれあい交流・保養センター管理運営負担金は、事業費調べ番号9のとおり、76ページの自動車管理費及び諸費は目を削除しております。

2項徴税費1目税務総務費2万7000円は、固定資産評価審査委員会委員に要する経費で、1万2000円の増となります。

2目賦課徴収費1543万5000円は1310万4000円の減、賦課事務に要する経費863万2000円は1338万2000円の減、12節委託料、固定資産評価業務



委託料275万円は、令和6年度固定資産評価替えに向けてのもの、13節使用料及び賃借料、システム使用料105万6000円は、昨年度に導入した固定資産評価システムの借り上げ料、79ページの22節償還金、利子及び割引料、過誤納還付金及び返還金100万円は見込み計上、徴収事務に要する経費680万3000円は27万8000円の増となります。

3項1目戸籍住民基本台帳費805万7000円は519万7000円の減、戸籍住民登録事務に要する経費は、昨年度までの住民基本台帳ネットワークシステムに要する経費を統合し、765万5000円は471万5000円の減、81ページの旅券発行事務に要する経費40万2000円は30万4000円の増、17節備品購入費、事務用機器購入32万8000円はIC旅券交付用端末一式となります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費70万円は、選挙管理委員会に要する経費で、9万5000円の増となります。

82ページをお開きください。

2目道知事道議会議員選挙費570万2000円は、道知事道議会議員選挙に要する経費で、20万3000円の減となります。

84ページをお開きください。

3目町長選挙費959万6000円及び4目町議会議員選挙費1517万4000円は、いずれも新規で皆増となります。

86ページをお開きください。

5項統計調査費、1目基幹統計費250万8000円は、基幹統計調査に要する経費で、2023年漁業センサス調査の実施などに伴い238万8000円の増となります。

88ページをお開きください。

6項1目監査委員費291万9000円は、監査委員に要する経費で、事業名を一部変更し、14万9000円の増となります。

3款民生費1項社会福祉費……

**○議長（波岡玄智君）** ご苦労さまでした。

---

## 延 会 宣 告

---

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後 5時15分)